第２次北秋田市地域福祉計画

第２次北秋田市地域福祉活動計画

（案）

令和３年２月現在

北秋田市

目次

第１章　計画の策定にあたって……1
　１　計画策定の背景と目的……1
　２　地域福祉とは……1
　３　計画の位置づけ……4
　４　計画の期間……5
　５　計画の策定体制……5
　６　推進体制……5
第２章　地域福祉を取り巻く北秋田市の現状と課題……8
　１　北秋田市の現状……8
　２　地域福祉に関わる市民の声……13
　３　地域福祉に関わる北秋田市の課題……27
第３章　計画の基本的な考え方……28
　１　基本理念……28
　２　基本とする考え方……28
　３　基本目標……29
　４　施策体系……30
第４章　施策の展開……32
　基本目標１　地域を支える「ひと・こころ」の育成……32
　基本目標２　安心して暮らせる「まち」づくり……38
　基本目標３　支えあいの「しくみ」づくり……47
第５章　成年後見制度のさらなる利用促進……55
　１　成年後見制度のさらなる利用促進にあたって……55
　２　成年後見制度の利用を促進するための取り組み……60
第６章　計画の推進……62
　１　計画推進の考え方……62
　２　計画の進行管理……62
　３　計画の見直し……63

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の背景と目的

わが国は人口減少社会となり、少子高齢化がさらに進む中、生活様式の多様化と家族形態の変化、地域のつながりの希薄化などが見受けられます。このような変化が様々な社会問題に影響を及ぼしていると言われており、地域を取り巻く環境の変化により、住民の暮らしにおける福祉生活課題は複合化・複雑化しています。

支援が必要な人に対しては行政による措置や福祉等のサービス等が行われてきましたが、福祉ニーズは高まっており、保健福祉施策は持続可能な制度になるように改革が進められています。それは人口の多い、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）を目途に推進されており、地域がどのように考え、取り組むかで地域の姿も変わっていくことが考えられます。

これからの福祉や生活支援の取組は個人の尊厳を尊重する視点から、一人ひとりの生活全般に着目し、介護や支援が必要な状況となっても、できる限り住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けられるための支援を基本に考えられています。しかし、これまでの分野別の福祉では対応できない「制度の狭間」といわれる複雑な福祉生活課題もみられます。このため、地域全体で支える力を再構築して解決に取り組み、包括的に相談・支援を行う必要性が高まっています。

本計画は、地域を取り巻く現状と課題を十分に踏まえつつ、これまでの各種保健福祉施策の充実を図るとともに、地域ぐるみで丸ごと支える仕組みづくりを進めるための指針として策定します。

２　地域福祉とは

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていくために、地域住民や行政、社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉生活課題の解決に取り組む考え方です。

地域で孤立することなく、お互いに支え合い、いきいきと生活していくために、一人ひとりの意識の向上と実践（自助）、地域での互助・支え合い活動の充実（共助）、行政などによる福祉サービスの推進（公助）が協働して、課題を解決するための関係づくりや活動を行う支え合いの福祉ととらえています。

○社会福祉法より抜粋　※2018（平成 30）年４月１日施行

（目的）

第１条　　この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第４条　　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

２　地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五　前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第１０９条　市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

一　社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

二　社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

三　社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四　前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

口地域福祉の取り組みイメージ

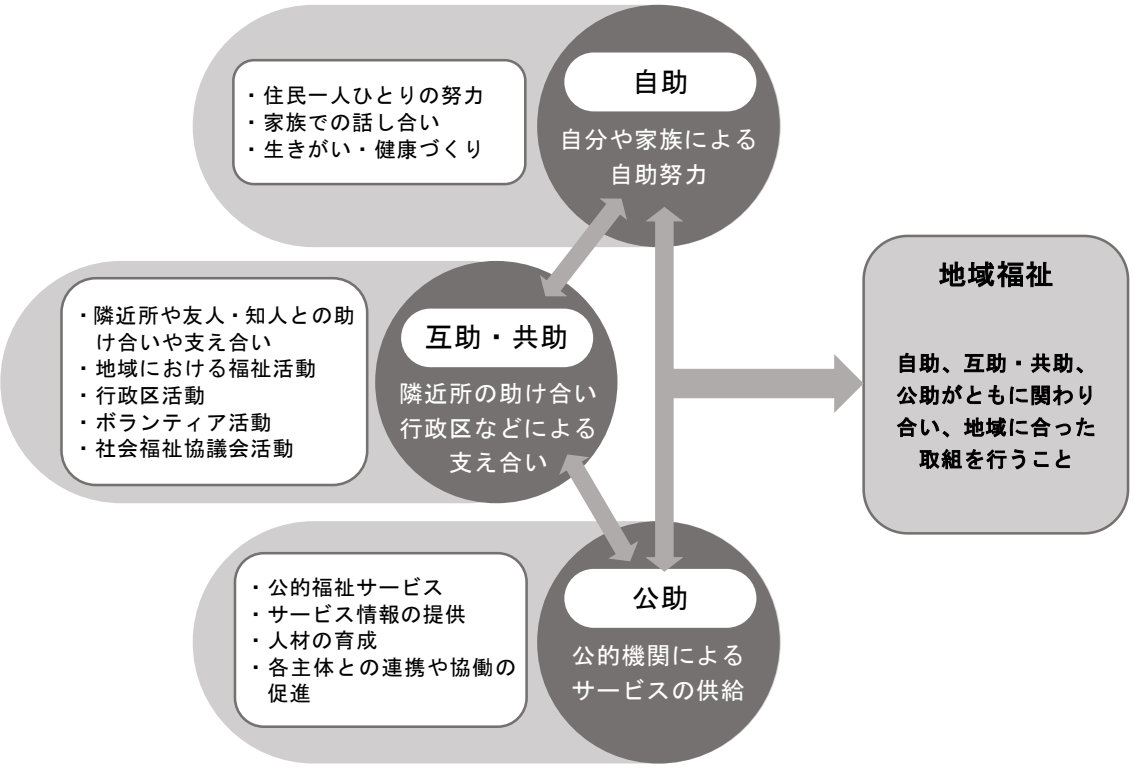

3　計画の位置づけ

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画であり、市町村が行政計画として策定し、住民や地域、行政が、地域福祉を推進するための基本的指針となるもので、また、「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第１０９条の規定に基づく社会福祉協議会が策定する計画であり、「地域福祉計画」で定められた基本的指針を具体的に実践していくための活動・行動計画となるものです。この両計画を一体的に策定することで、地域福祉の推進に向けて目指すべき方向と具体的な取り組みを整理し、より実践的な取り組みへとつなげていきます。

「地域福祉計画」は、北秋田市総合計画を最上位計画とし、保健福祉の分野別計画（北秋田市障がい福祉計画・障がい児福祉計画、北秋田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、北秋田市子ども・子育て支援事業計画等）の上位計画として位置づけられ、他の分野の計画と整合を図りながら進める計画です。

また本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき市町村が定める「成年後見制度利用促進基本計画」を包含するものです。

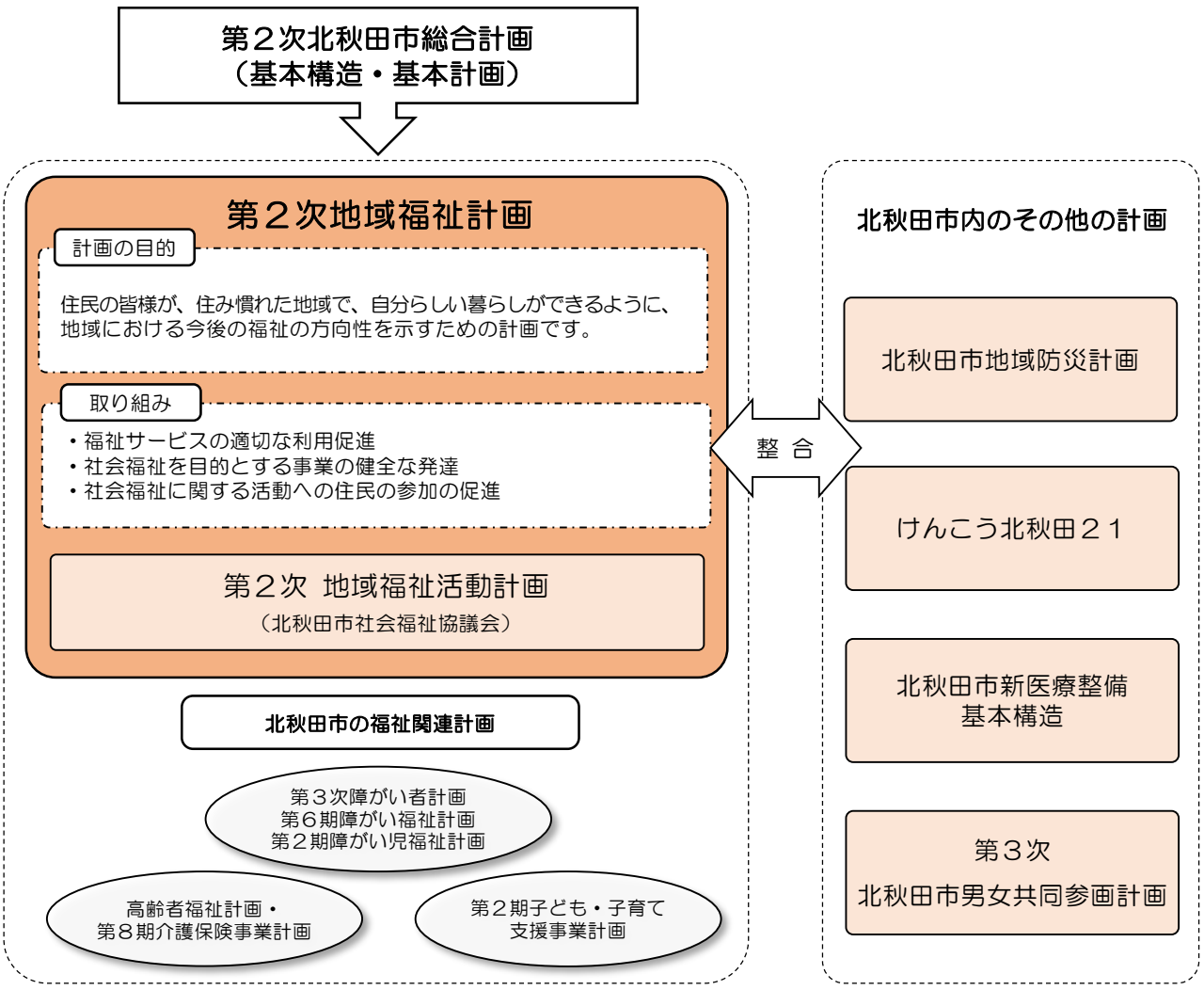

4　計画の期間

計画期間は、令和３年度から令和７年度までの５年間とし、必要に応じて見直しを行うこととします。

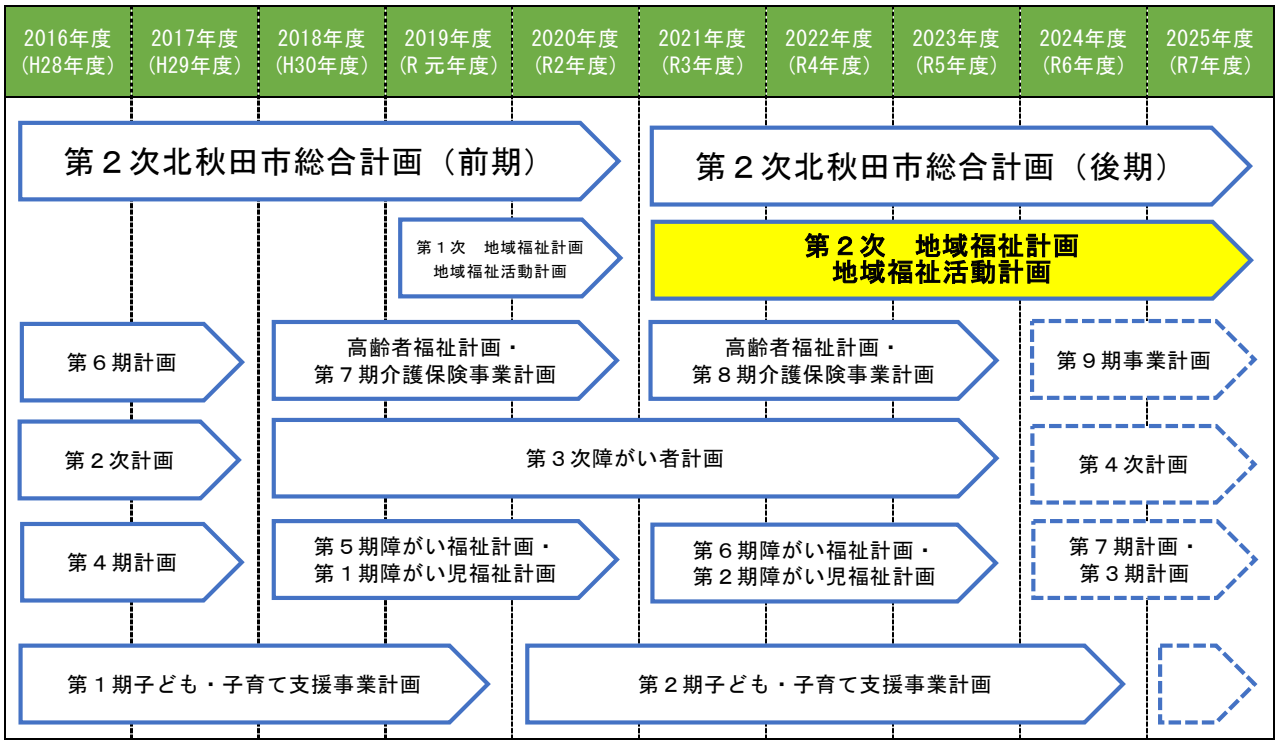

5　計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、福祉関係者、保健医療関係者、地域団体関係者からなる「北秋田市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」により協議いただきました。また、市民意識調査、市民意見募集（パブリックコメント）を行い、地域の状況及び課題などを把握するとともに、住民の意見をいただき、計画の基礎としました。

6　推進体制

地域の多様な課題やニーズに対応していくためには、地域住民をはじめとする様々な主体が連携・協働し、地域福祉の向上を進めていくことが必要です。

本計画で掲げる基本理念の実現に向けて、市、社会福祉協議会、市民、地域がそれぞれの役割を認識し、課題を共有した上で互いに協力しながら取り組み、地域住民を主体とする地域福祉活動を推進します。

また、誰もが住み慣れた地域で支えあいながら安心して暮らせる地域共生社会をつくっていくため、地域福祉に関わる、自治会、民生委員・児童委員、関係機関、その他地域支援者などが連携・協働して地域福祉を支えるネットワークを構築することにより、本計画の推進を図ります。

■市の役割

市は、市民の福祉の向上を目指して福祉施策を効率的・効果的に推進し、公的な福祉サービスを適切に運営していく役割を担っています。

多様化・複雑化する福祉生活課題に柔軟に対応するため、全庁的な体制を整え、横断的な視点で施策を推進します。また、地域福祉に関わる関係機関や団体などとの連携を強化します。

さらに、地域福祉への市民の参画を促すために、参加の機会提供の充実に努めるとともに、情報提供の充実を図り、地域で安心して暮らせる社会づくりの整備に努めます。

■社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉の推進の中核を担う組織であり、地域福祉活動を活性化し、さらに展開していくためのサポートをする役割を担っています。

そのため、地域福祉活動の現場に積極的に出向き、住民とともに考え、ともに活動していきながら、自治会をはじめとする地域福祉活動の協力者と積極的に交流します。

また、地域福祉を支えるボランティアの活動支援や新たな人材発掘と育成、住民が必要としている情報を収集・発信する情報拠点づくり、個々のニーズと福祉サービスをつなげる調整機能など、社会福祉協議会が持つ専門的な知識と多様な団体・機関と協働できる特性をいかした事業展開を進めます。

■市民の役割

地域の構成員としての意識を持ち、本計画に位置づけた「市民一人ひとりができること」を参考にしながら、積極的に地域福祉活動に参加・協力することが重要です。

支えられることを期待するのではなく、支え合える関係を自ら構築するために、日頃からの関係づくりに取り組む必要があります。また、自らが支える立場にもあることを自覚し、声かけや手伝いなど、身近で取り組める小さなことから始めていくことが期待されます。

また、地域福祉の担い手として、地域の集まりや活動、地域福祉活動に役立つ研修や講座等に積極的に参加することが望まれます。

■地域の役割

住民組織やボランティア団体、福祉関係団体は、市民にとって最も身近な組織であり、市民が具体的な活動への第一歩を踏み出すきっかけづくりとしての役割が期待されます。

より多くの市民が地域福祉活動に関われるよう、自治会や各団体は、市民への積極的な情報発信を行うとともに交流を深め、市や社会福祉協議会との連携を強化することによって、活躍したい人がいかされる環境を整えることが望まれます。

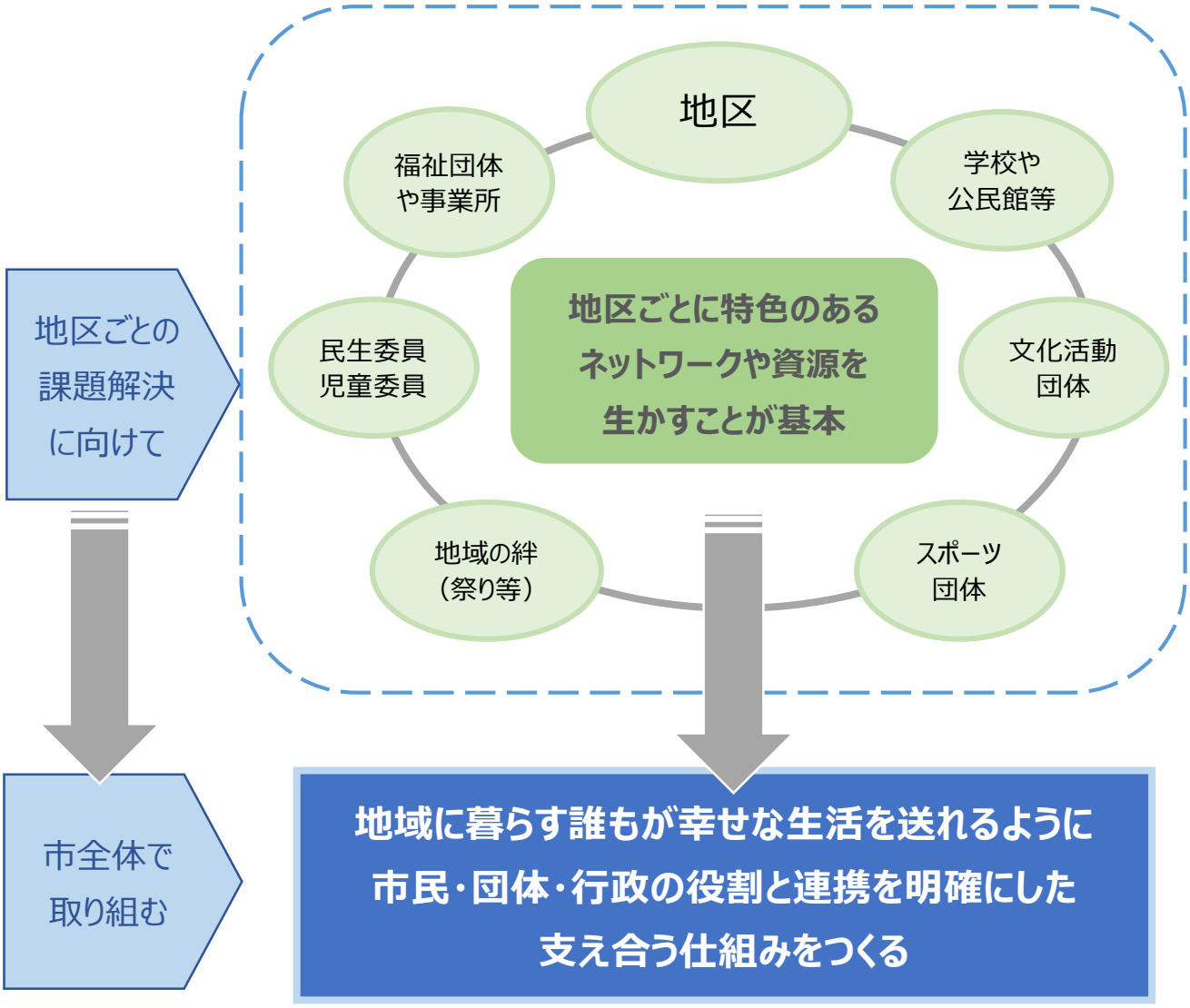

第２章　地域福祉を取り巻く北秋田市の現状と課題

1　北秋田市の現状

1-1　人口・世帯の動向

■人口の推移・推計

住民基本台帳人口をもとに、本市の総人口及び年齢3区分による人口構造の推移をみると、令和２年の総人口は31,023人となっており、平成28年から2,620人減少しています。65歳以上人口割合が緩やかに上昇する一方で、15歳未満、15～64歳人口割合は低下しており、少子高齢化の進行がみられます。

また、コーホート法（変化率法）による推計によると、本計画期間（令和３年～令和7年）及び令和12年以降の総人口及び年齢3区分人口は、減少推移が続くとみられ、計画最終年にあたる令和7年の総人口は27,486人となる見込みです。３区分別人口割合では、15～64歳人口と65歳以上人口の割合がどちらも46.5%になると見込まれます。

□人口の推移・推計（各年9月末現在・住民基本台帳）

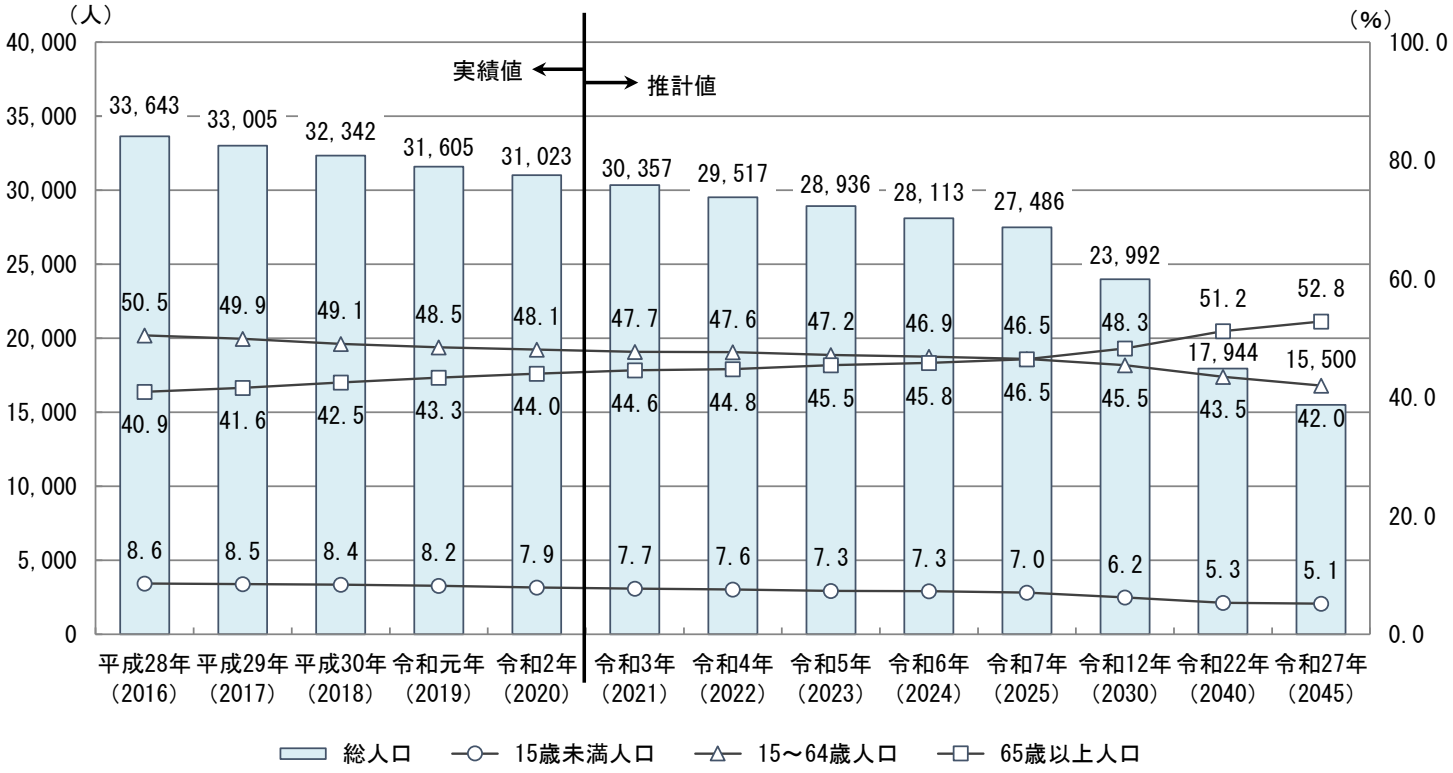

（実績は住民基本台帳各年9月末現在、グラフは北秋田市後期基本計画より）

■世帯構成

住民基本台帳によると、平成27年の14,321世帯から年々減少し、令和２年には14,016世帯になっています。１世帯あたり人員も緩やかに減少しており、令和２年には2.25人となっています。

□人口・1世帯あたり人員の推移（各年4月1日現在・住民基本台帳）

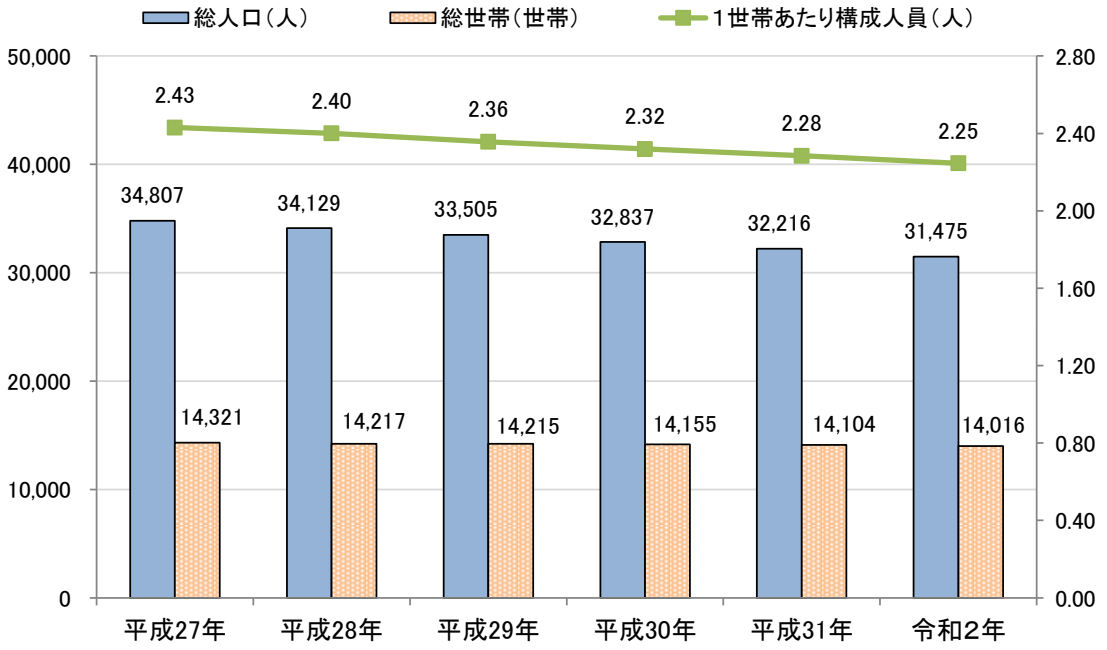

国勢調査によると、総世帯数は、平成22年が12,771世帯、平成27年は12,162世帯に減少しており、単独世帯の割合が増加しています。

高齢者のいる世帯数は、平成27年には8,371世帯であり、総世帯数に対して68.8%を占めています。

□世帯構成（国勢調査）

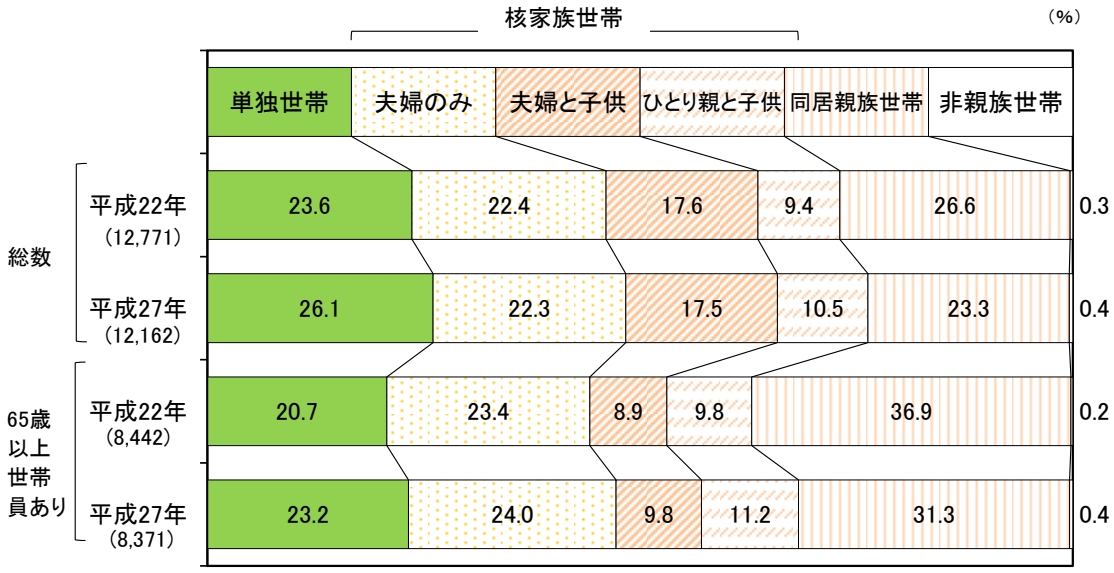

※（母数：世帯数）に家族類型「不詳」を含む。割合は「不詳」を除いて算出。

1-2　福祉に関わる動向

■要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は平成30年度までは減少しておりましたが、令和元年度以降は増加傾向で、令和２年度には2,784人となっています。

□要支援･要介護認定者数（各年９月末現在　介護保険事業状況報告）

※要支援：　日常生活上の基本的動作は、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の防止により要介護状態となることの予防に資するよう手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。１、２の２段階に分類される。

※要介護：　日常生活上の基本的動作を自分で行うことが困難であり、何らかの介護を要する状態。１～５の５段階に分類される。

※認定率：　第１号被保険者に対する第１号被保険者の要介護・要支援認定者の割合。

■障がい者（児）の推移

令和元年度の障害者手帳交付状況をみると、身体障がい者は1,788人、知的障がい者は355人、精神障がい者は243人となっています。平成27年度から令和元年度にかけては、身体障がい者は減少傾向で推移していますが、精神障がい者が大きく増加しています。

口障害者手帳交付状況（福祉課）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障害者手帳（人）	肢体不自由	1,300	1,207	1,184	1,086	1,028
	聴覚平衡障害	164	149	149	129	124
	視覚障害	114	97	106	90	90
	言語障害	26	23	26	21	23
	内部障害	556	523	565	531	523
	小計	2,160	1,999	2,030	1,857	1,788
療育手帳（知的障がい）（人）		368	356	322	351	355
精神障害者保健福祉手帳（精神障がい）（人）		202	209	214	236	243
合計		2,730	2,564	2,566	2,444	2,386

■生活保護の状況

保護世帯数は330世帯台で推移しており、令和元年度は336世帯、人数は402人となっています。扶助別内容では医療扶助、介護扶助が増加しています。

口生活保護受給状況（福祉課）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
保護世帯（世帯）		331	338	333	330	336
人数（人）		403	418	412	400	402
扶助別内容（件）	生活扶助	339	346	340	324	330
	住宅扶助	196	207	208	200	206
	教育扶助	11	11	9	8	5
	医療扶助	321	336	338	340	345
	介護扶助	82	82	82	85	90
	その他	8	10	8	6	5

■生活困窮の状況

生活困窮者自立支援制度利用者は、新規相談件数及び延べ支援回数ともに平成30年度までは減少傾向となっていましたが、令和元年度は増加に転じ、それぞれ94件、プラン作成は12件となっています。

□生活困窮者自立支援制度相談状況（社会福祉協議会）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
新規相談件数（件）	86	71	62	94
プラン作成（件）	24	11	8	12

■虐待に関する相談等の状況

令和元年度の虐待相談等は、児童虐待の相談件数は増加傾向にあり、令和元年度は23件となっています。高齢者の相談・通報件数は減少傾向にあります。

□児童虐待相談受付件数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
相談件数（件）	8	3	3	9	23

□障がい者虐待件数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
通報件数（件）	0	0	0	0	0

□高齢者虐待件数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
相談・通報件数（件）	ー	80	174	71	45

2　地域福祉に関わる市民の声

本計画の策定にあたり、広く市民の皆さんから地域福祉に関する意見を把握し、課題や取り組みの検討に役立てていくため、市民意識調査や市民意見募集（パブリックコメント）などを行い、様々な意見を反映して策定しました。

2-1　市民意識調査結果

（１）調査概要

市民が市政全般についてどのような意識を持っているか把握し、今後の市政運営や政策立案の基礎資料とするために実施した市民意識調査から、地域福祉に関わる結果を整理しました。

調査対象：北秋田市の住民の中から、無作為抽出による2,000名

調査時期：令和２年９月４日（金）～９月18日（金）

回収数：937件（回収率：46.9%）

（２）地域での暮らしや地域との関わりについて

①あなたが住んでいる地区は、暮らしやすいと思いますか。

全体では、「どちらかというと暮らしやすい」が53.7%と最も多く、「暮らしやすい」の22.7%と合わせて、『暮らしやすい』は76.4%に上ります。

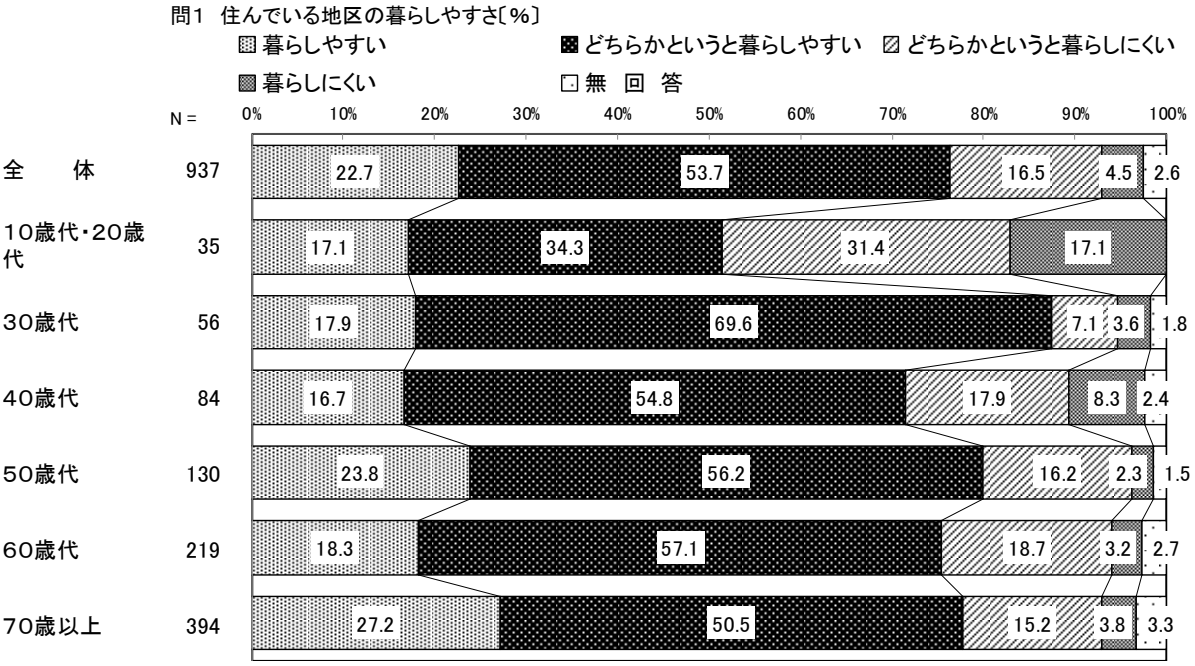

②あなたは、ご近所とどの程度のつきあいをされていますか。

全体では、「立ち話程度をする人がいる」が39.2%と最も多く、「あいさつをかわす人がいる」が26.3%、「気軽に相談できる人がいる」が26.1%と続いています。

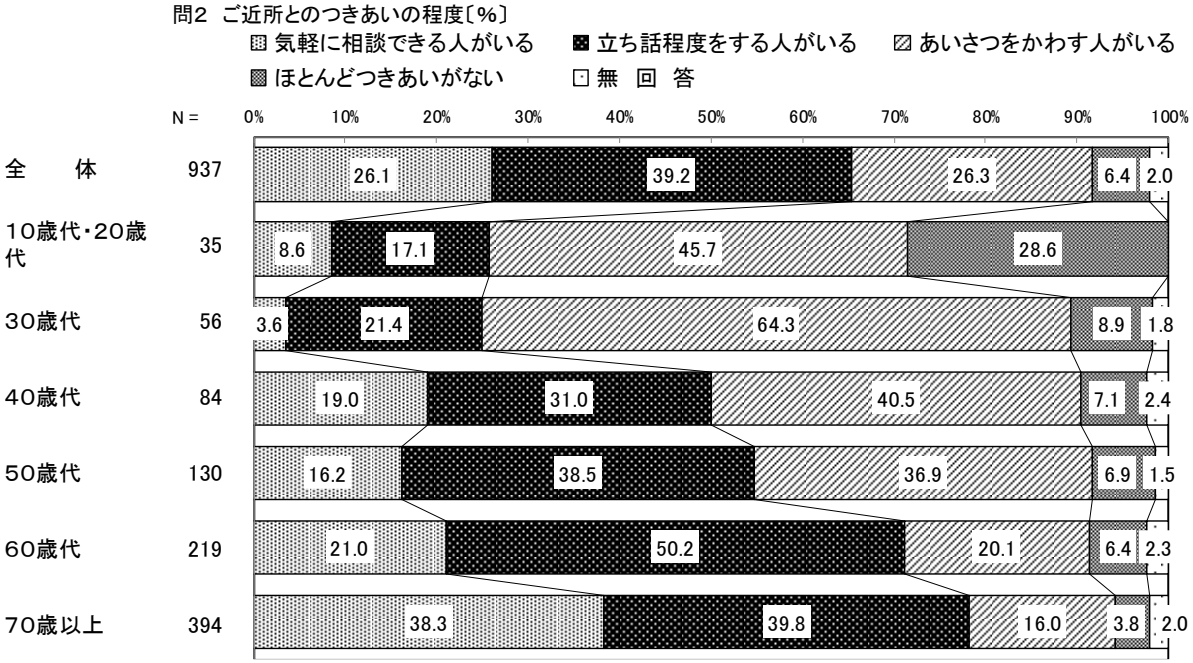

③あなたは、住んでいる地域で、日ごろから心配なこと、困っていることがありますか。それはどのようなことですか。

全体では、「高齢者世帯が増えていること」が65.4%と特に多く、「買い物できるところが近くにないこと」が33.8%、「空き家が増えていること、空き家などの管理に関すること」が31.6%、「公共交通などの利用が不便なこと」が29.9%と続いています。

困っていることの内容については、主に「移動手段・買い物」、「除雪」、「地域の集まり」があり、具体的には「公共交通が不便で、買い物、通院が厳しい」、「地域に高齢者が多く、除雪ができない」、「高齢者が増え、地域の集まりに参加する人が少なく、友達や繋がりがほしい」があります。

問３　住んでいる地域で、日ごろから心配なこと〔％・複数回答〕

N = 937

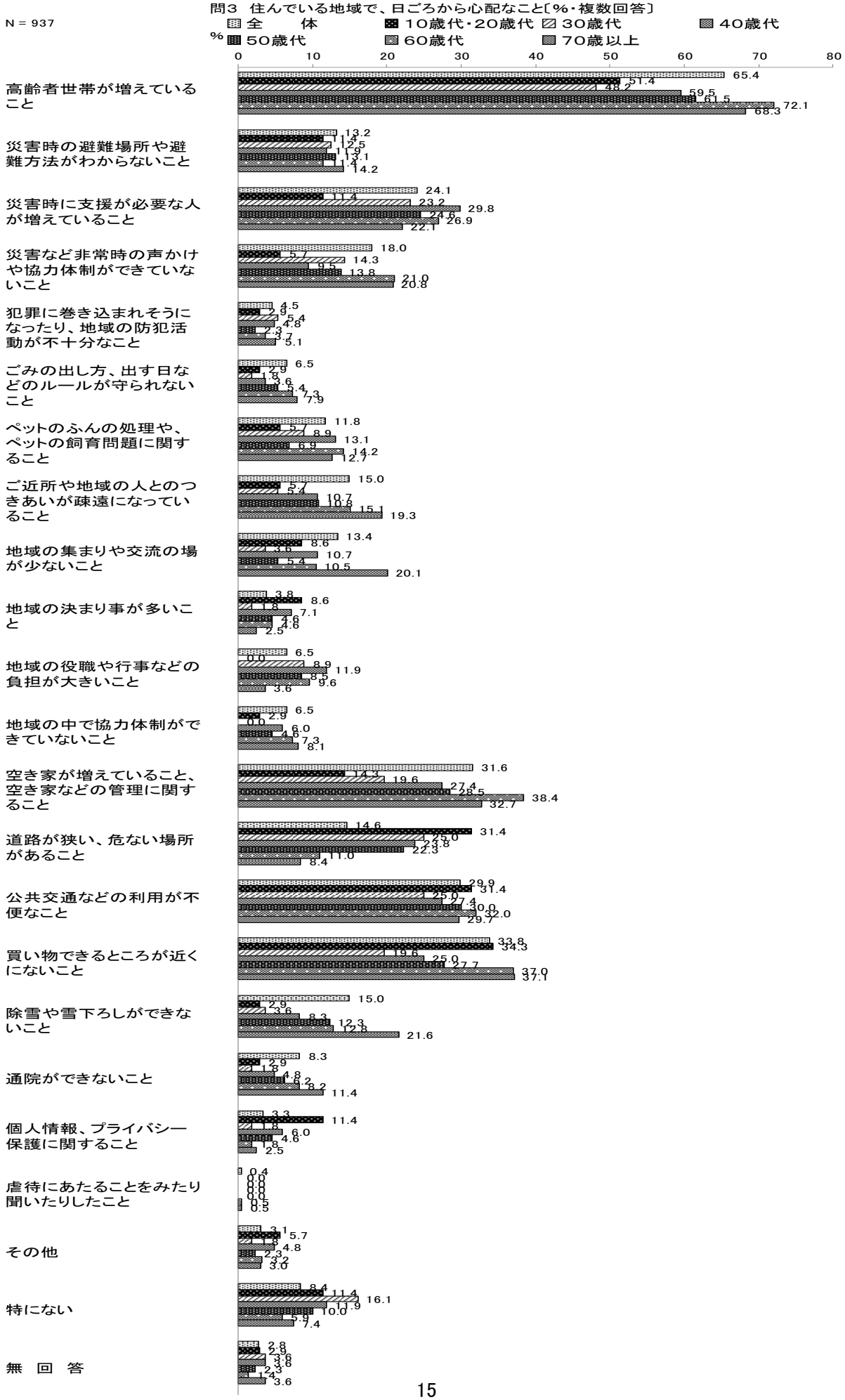

④あなたは、地域の様々な課題を解決していくために、住民同士の自主的な支え合い助け合いが必要だと思いますか。

全体では、「必要だと思う」が80.4％と多くを占め、「必要だと思わない」が14.8％となっています。

問4　地域の課題解決のため、住民同士の支え合いの必要性〔%〕

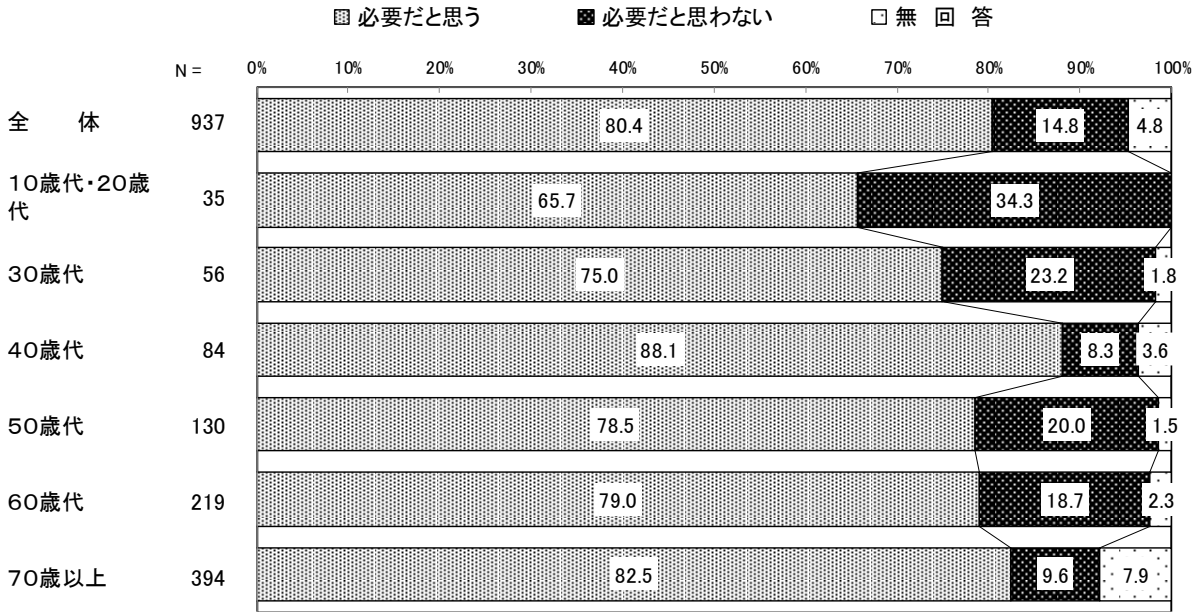

⑤防災対策として、地域の活動で重要だと思うことは何ですか。

全体では、「隣近所での声のかけあい」が74.7%と多く、「相互に安否確認する体制づくり」が42.8%、「避難に支援が必要な人の情報共有」が38.6%、「避難場所・施設の環境整備」が38.0%と続いています。

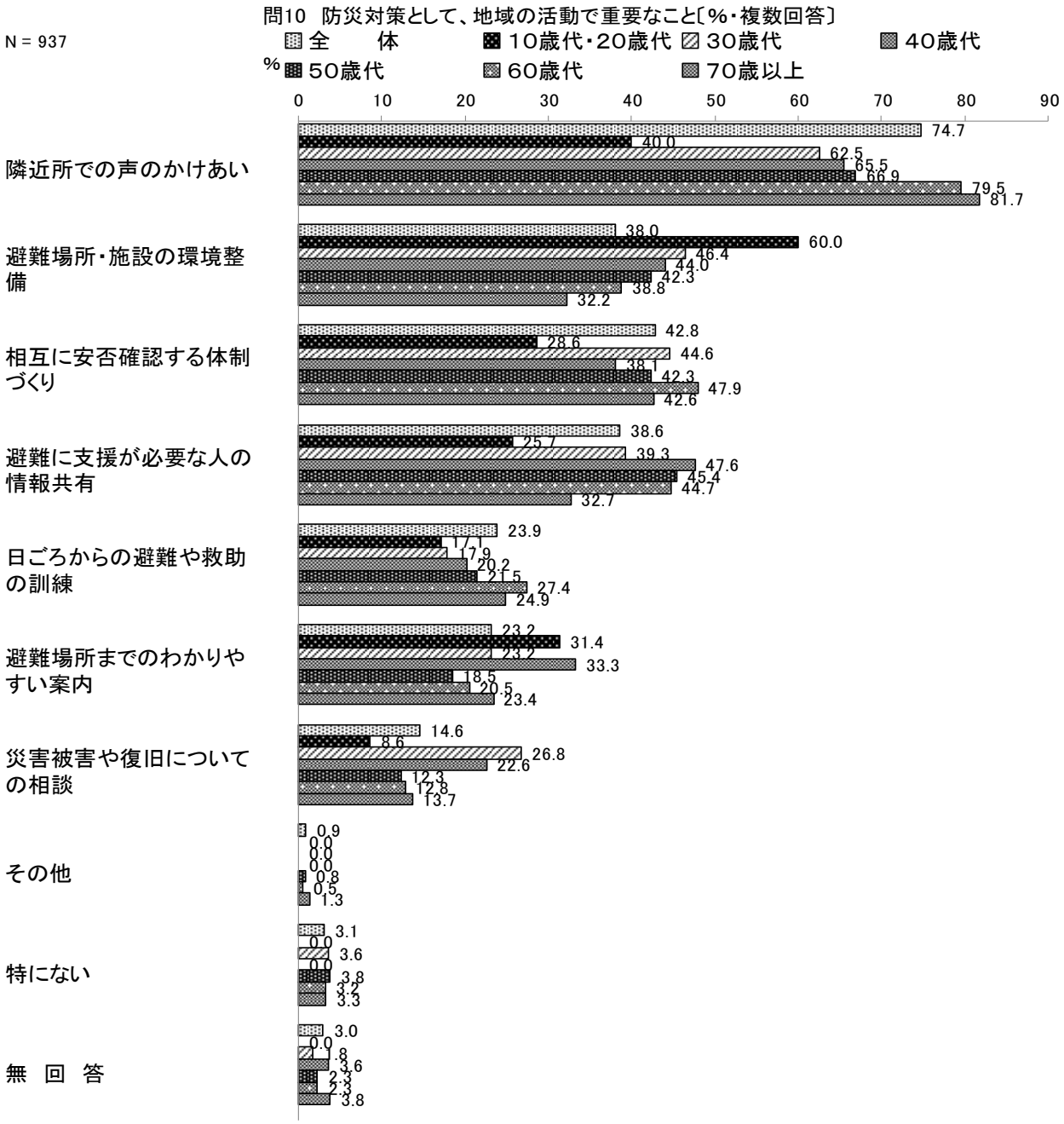

⑥あなたの身の回りに、災害発生時に避難行動の補助をお願いできる人はいますか。

全体では、「いる」が43.2%と多く、「今は必要ない」が31.9%、「いない」が21.3%となっています。

問14　災害発生時に避難行動の補助をお願いできる人の有無〔%〕

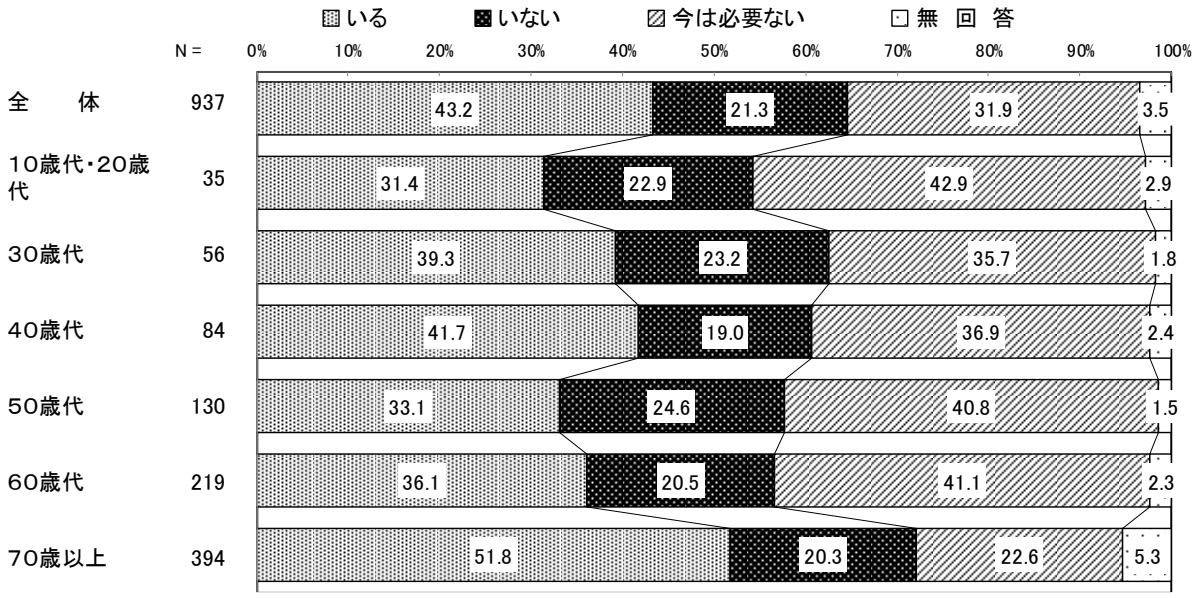

⑦あなたの身の回りに、除雪や雪下ろしをお願いできる人はいますか。

全体では、「今は必要ない」が34.3%、「いる」が33.7%と多く、「いない」が25.2%となっています。

問17　除雪や雪下ろしをお願いできる人の有無〔%〕

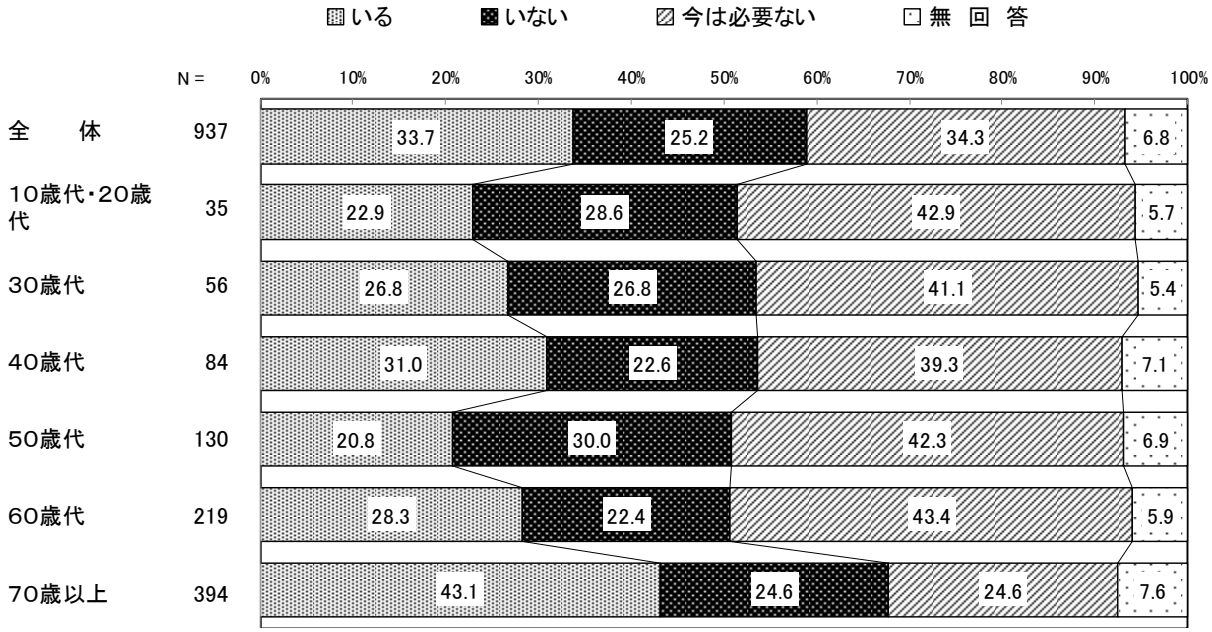

（３）ボランティア活動について

①あなたは、ボランティア活動についてどのようにお考えですか。

全体では、「参加したい気持ちはあるが忙しくて参加できない」が42.6%と多く、「その他」が14.3%、「関心がない」が12.5%、「参加したい（参加している場合を含む）」が10.6%と続いています。

参加しているボランティア活動の内容や今後参加してみたいことは、主に「各種ボランティア」、「サロン等地域の集まり・イベント支援」、「子育て関連」があり、具体的には「高齢者の入所施設や朗読等のボランティア」、「地域のイベント支援」、「一時預かりや学校のボランティア等の子育て支援」があります。

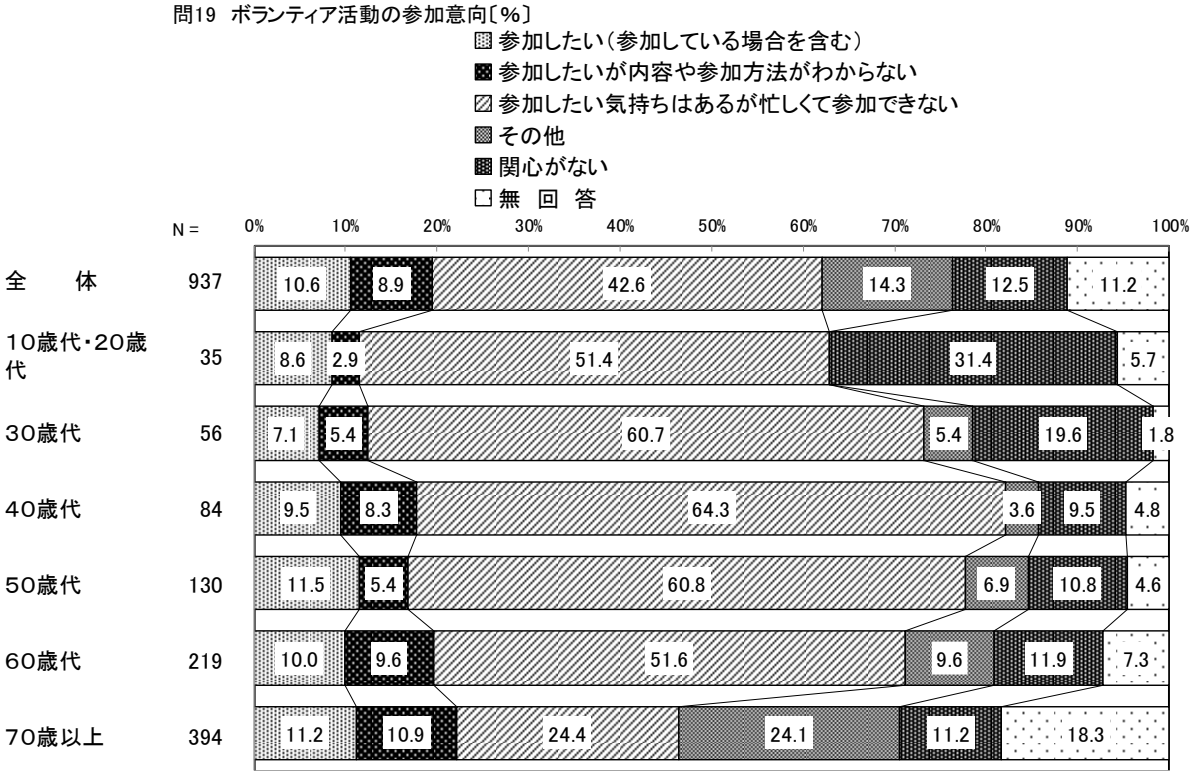

（４）社会福祉協議会について

①あなたは、北秋田市社会福祉協議会を知っていますか。

全体では、「知っている」が80.9％と８割を占め、「知らない」は12.1％となっています。

問20　北秋田市社会福祉協議会の認知〔％〕

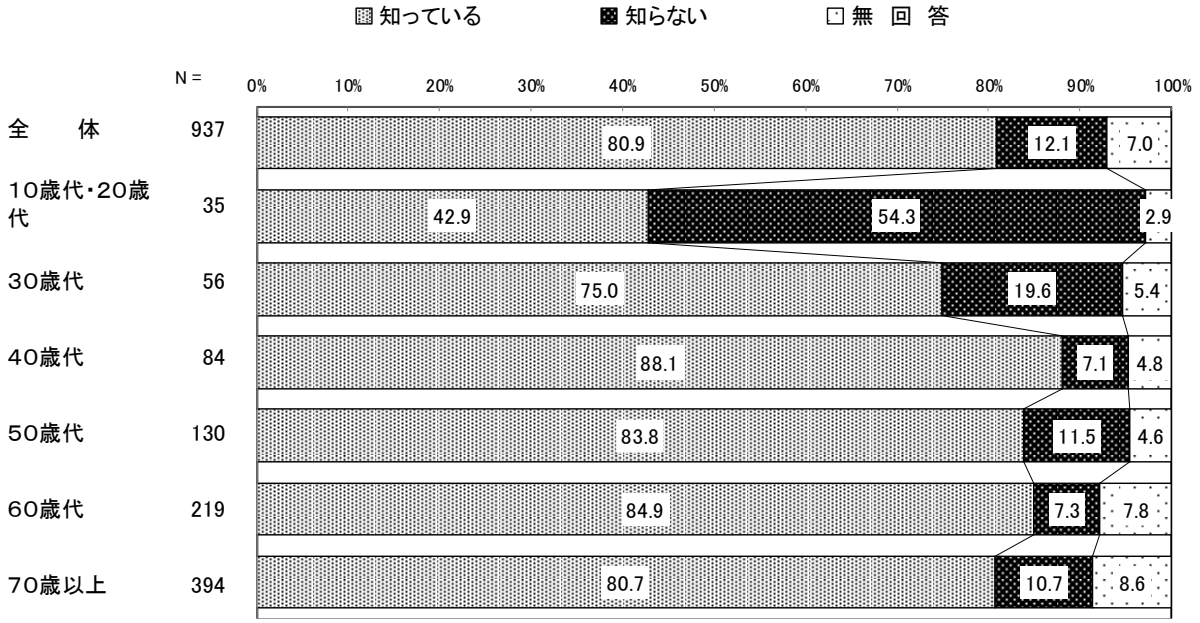

②社会福祉協議会が行う活動として、今後充実させてほしいものは何ですか。

全体では、「気軽に相談できる『福祉総合相談』の充実」が42.2％と多く、「在宅生活の福祉サービスの充実」が30.1％、「介護保険事業の充実」が29.0％、「住民による見守りや支え合い活動への支援」が28.1％、「福祉サービスに関する情報発信の充実」が26.8％と続いています。

問22　社会福祉協議会で充実させてほしい活動〔%・複数回答〕

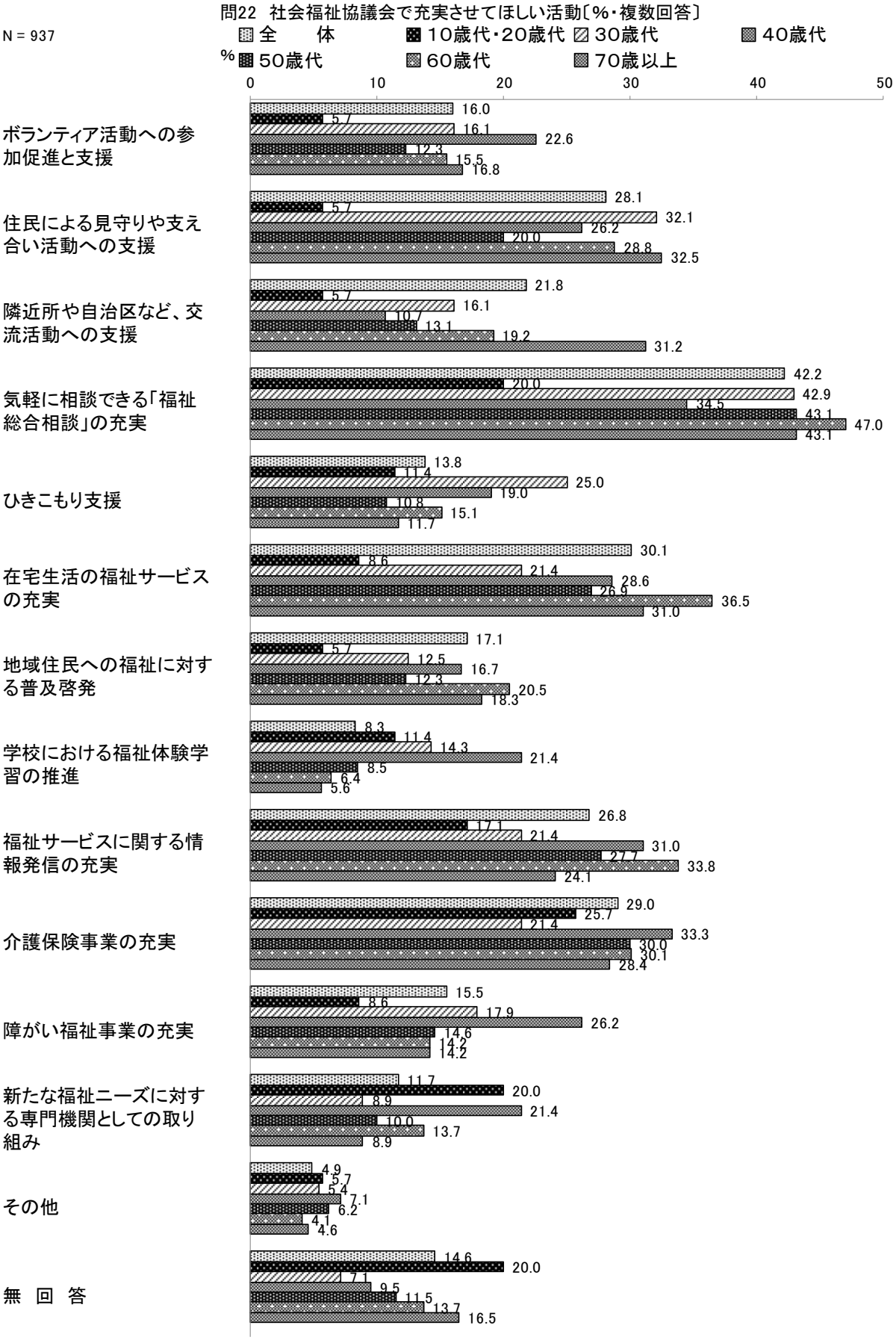

（５）生活での相談や福祉情報などについて

①あなたは、日々の生活で悩みや不安なことがありますか。

全体では、「老後のこと」が51.8%、「体調・健康面のこと」が49.1%と多く、「年金など経済的なこと」が34.6%、「家族のこと」が23.6%と続いています。

問23　日々の生活で悩みや不安なこと〔%・複数回答〕

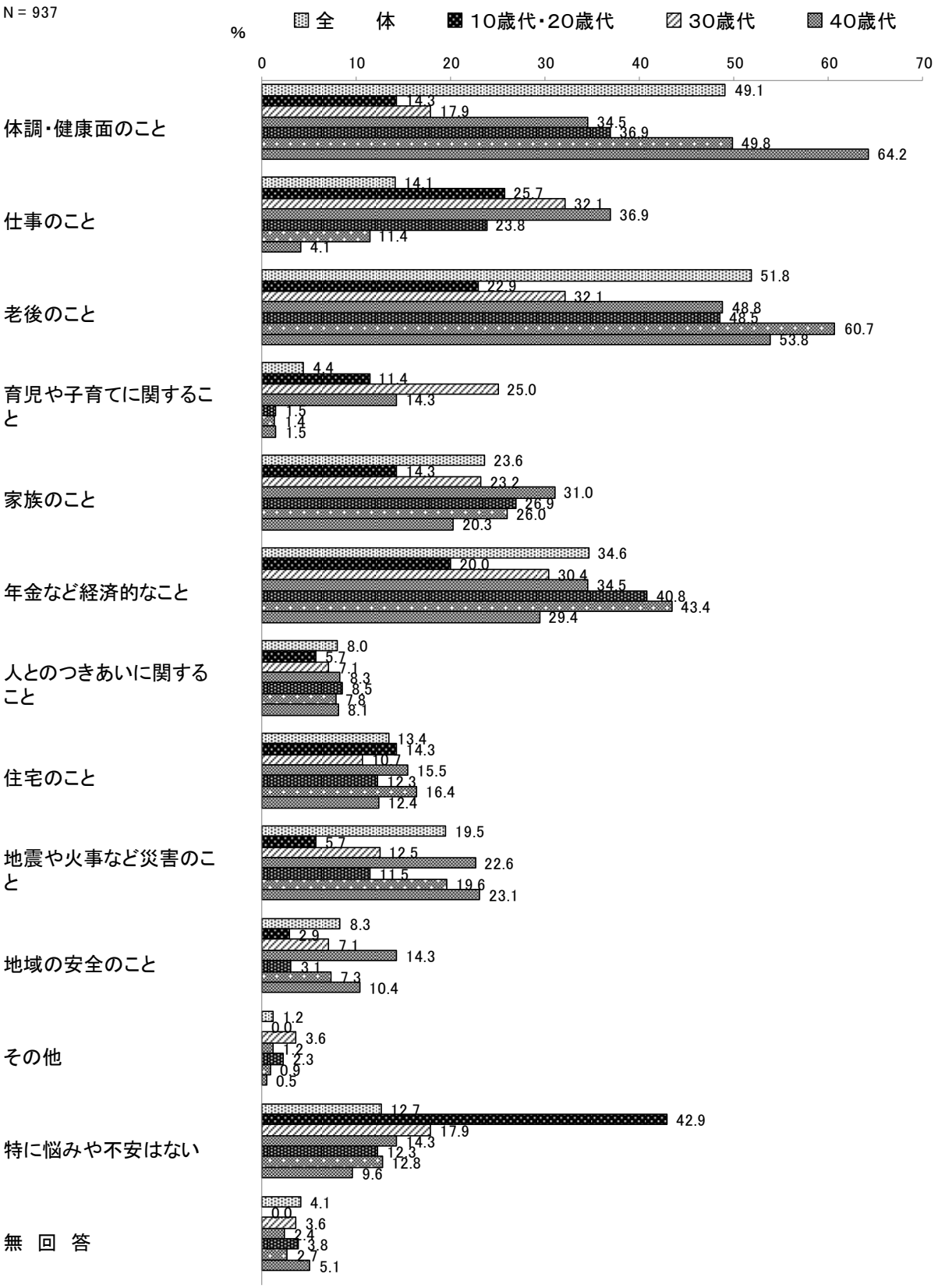

②日々の生活での悩みや不安を、あなたは家族以外で主にどこへ相談しますか。

全体では、「友人・知人」が55.2%と多く、「かかりつけ医」が15.9%、「近所の人」が12.7%、「どこに相談していいかわからない」が12.6%と続いています。

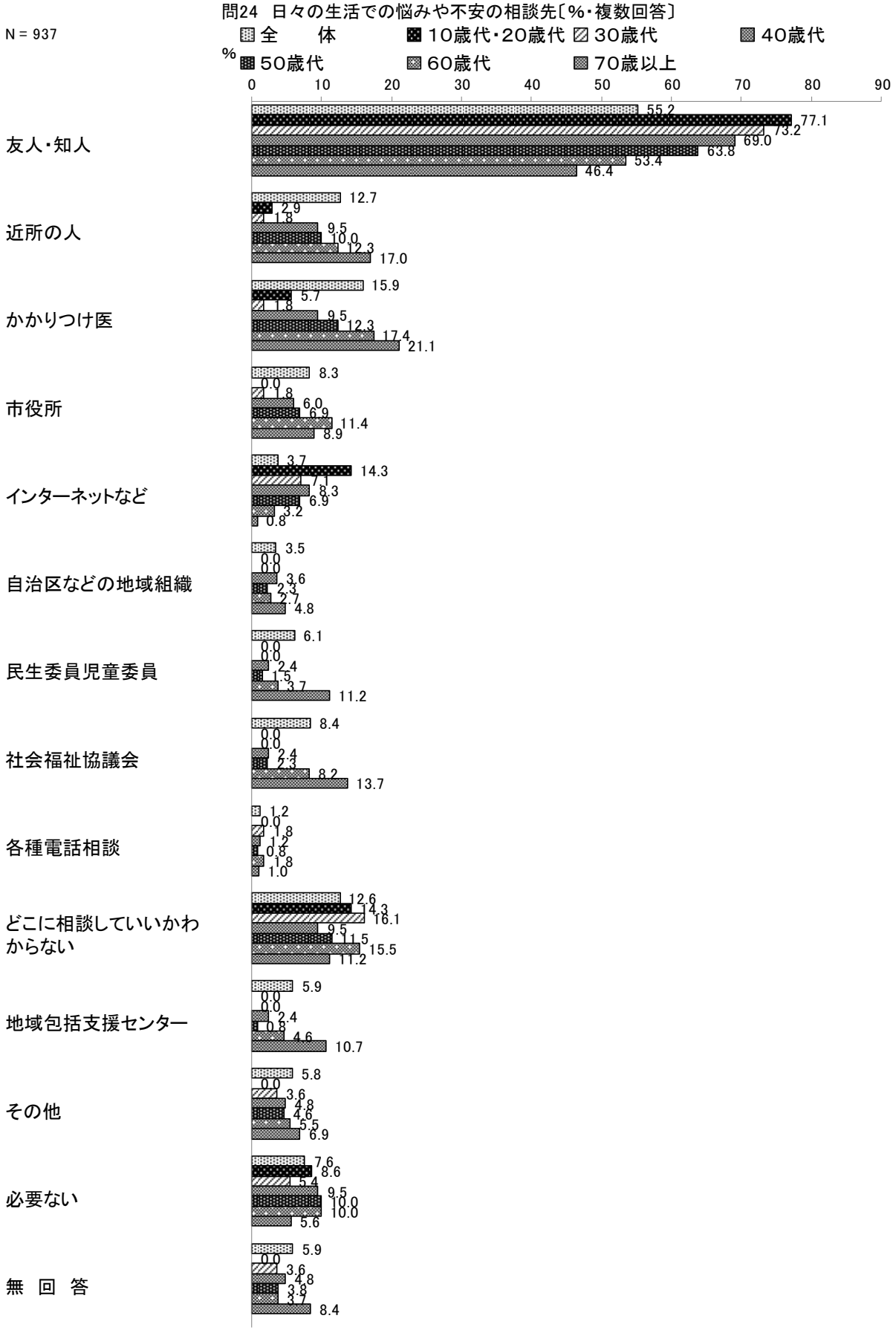

③あなたが知りたい福祉の情報は何ですか。

全体では、「高齢者の支援や介護のこと」が47.4%と多く、「各種福祉サービスの利用方法」が40.4%、「健康づくりや介護予防のこと」が25.5%、「福祉サービス事業者のこと」が18.0%と続いています。

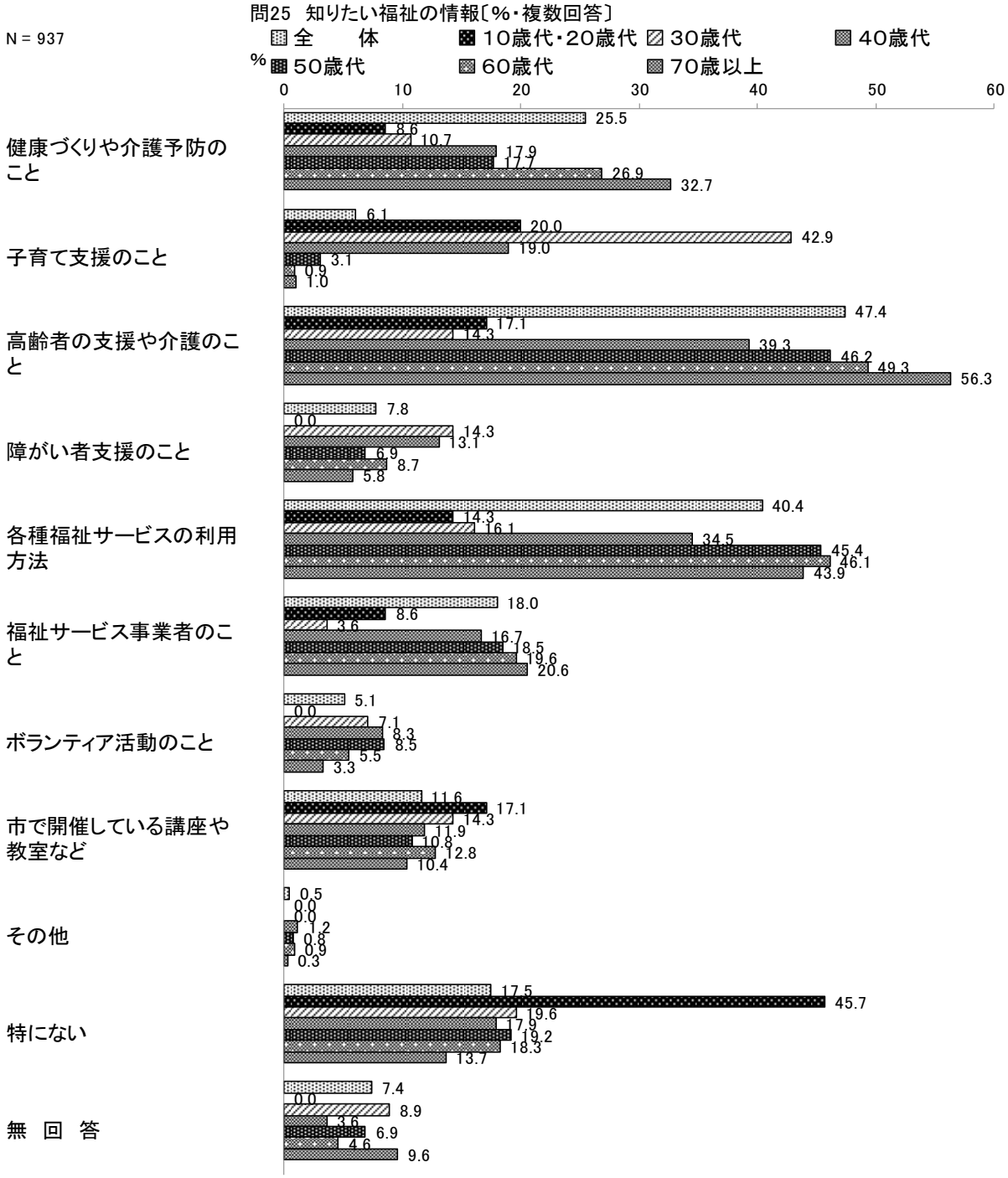

（6）これからの福祉のために必要なことについて

①「成年後見制度」を知っていますか。

全体では、「言葉は聞いたことがあるが、制度の内容は知らない」が33.7%と多く、「言葉も聞いたことがないし、制度もまったく知らない」が26.6%、「制度は知っているが、利用する予定はない」が24.0%と続いています。

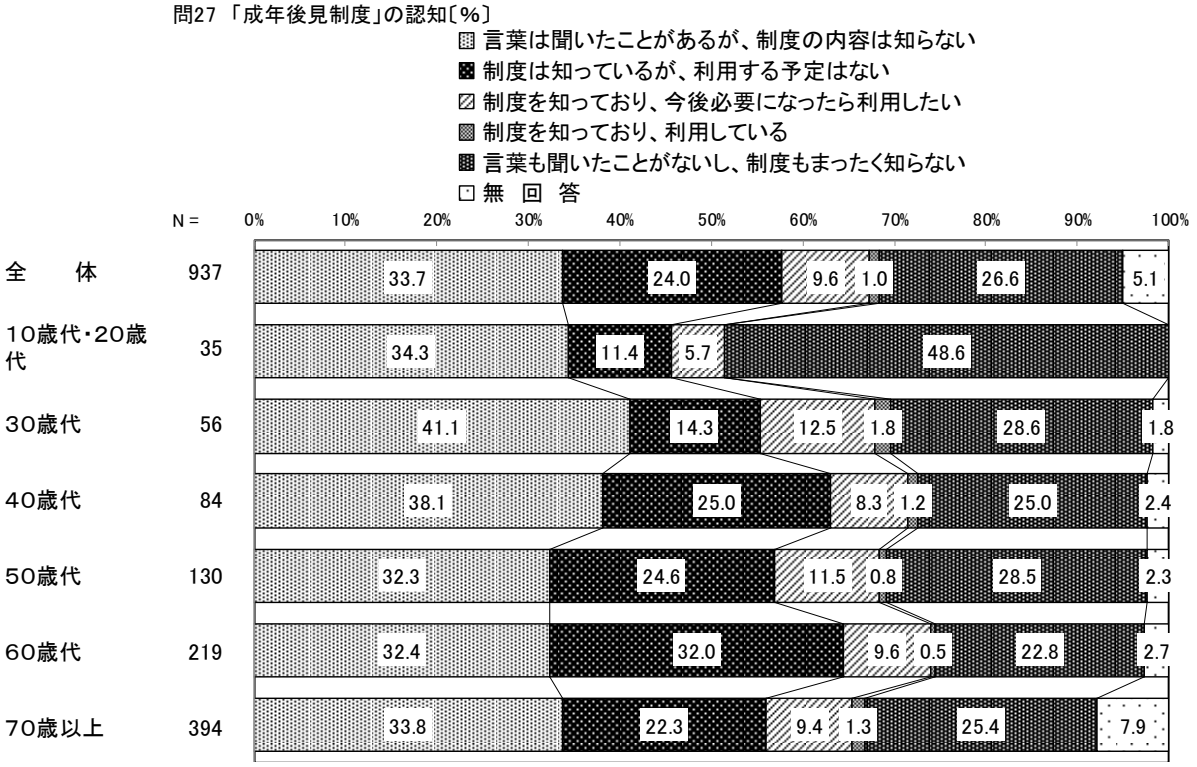

②市の福祉施策をより充実させていくために、今後どのような取組みが重要だと思いますか。

全体では、「福祉のことを知ってもらうための広報、啓発」が45.3%と多く、「緊急時や災害時に地域で助け合う仕組みづくり」が35.1%、「高齢者、障がい者、児童の福祉施設の充実」が31.6%、「相談窓口の案内」が29.8%、「市民が気軽に参加、利用できる行事などの充実」が26.4%と続いています。

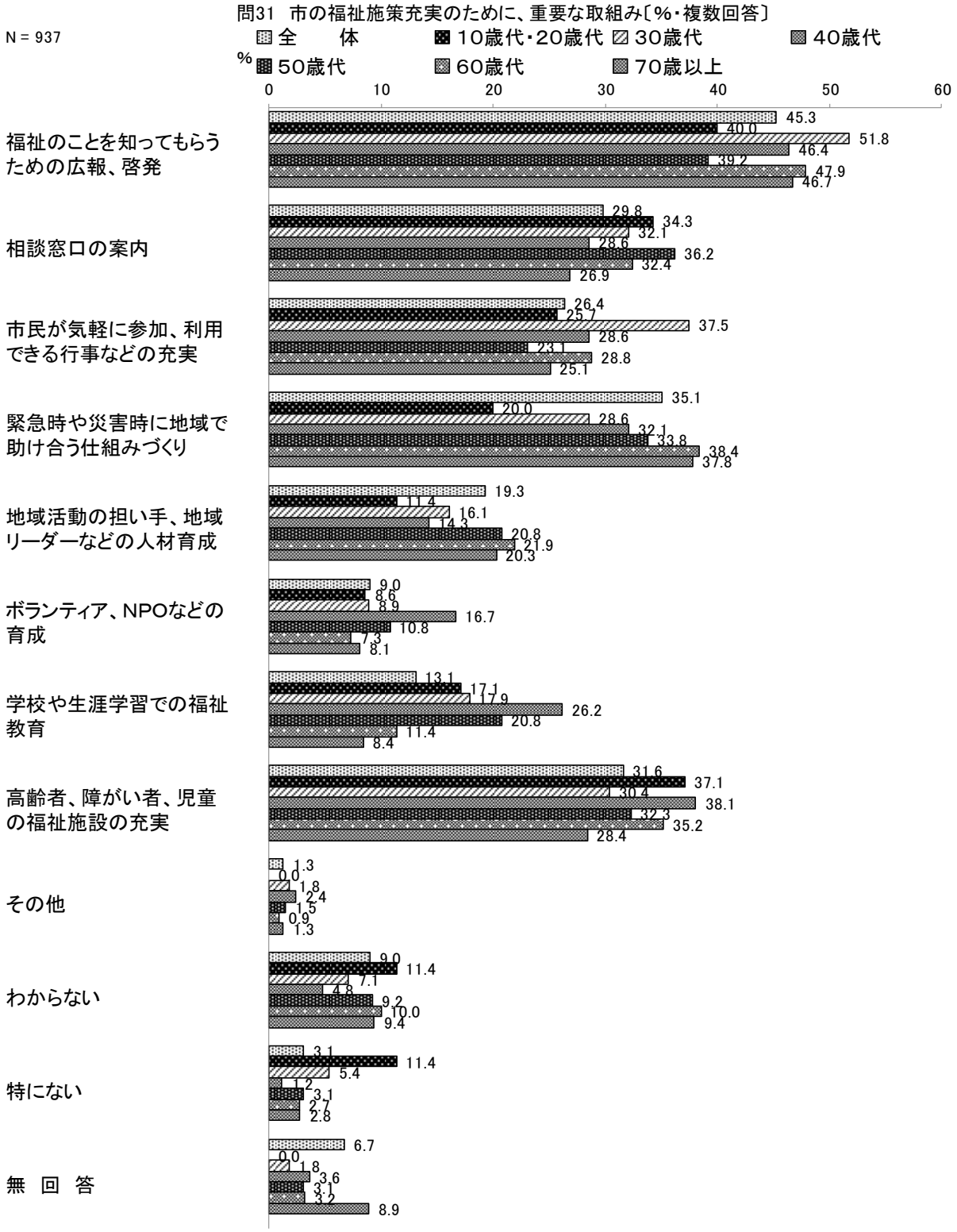

3　地域福祉に関わる北秋田市の課題

北秋田市では、地域福祉の推進に係る各種施策を推進していますが、アンケート調査等から、取り組むべき課題を整理します。

課題１　地域の担い手の不足、地域のつながりの希薄化

- 地域福祉の担い手がいない、育っていない状況があり、これからの地域活動がこれまでどおりの活動が維持できるか懸念されます。
- 地域や活動団体では、中心となる活動者の高齢化や固定化が進んでおり、活動を支援したり、関わってもらう人を増やしていくための工夫が求められます。
- 地域の課題やニーズに対応するためには、地域住民が主体的に課題解決に取り組む必要があります。
- 地域福祉に関心をもってもらい、活動につなげるための情報発信やコーディネート機能の強化が必要です。

課題２　福祉課題を抱える人・世帯の増加

- 高齢者の単身世帯、高齢者のみの世帯が増えており、日常生活における移動や買い物などに問題がみられます。高齢化・核家族化が進み、「今は大丈夫だけど、今後が不安」と感じている高齢者等が多いと考えられ、不安を軽減するための取り組みや仕組みづくりが必要です。
- 支援が必要な高齢者や障がいのある人などの増加、介護者の高齢化、8050問題やダブルケアなど、家庭での介護力の低下で生活上の課題を抱える世帯、生活のしづらさや重複する課題を抱えている世帯、地域で孤立している人などが増えています。
- 市民の福祉や保健・医療・健康等に対するニーズは多様化・複雑化しており、従来の制度や支援だけでは対応が難しくなっています。必要な支援が届くように、相談体制や福祉サービスの提供体制を確保する必要があります。

課題３　災害や地域安全などに対する不安

- 地域で安心・安全に暮らしていくためには、毎日の生活での地域のつながり、防災対策や地域安全活動による地域でのつながりの重要性が再認識されています。
- 地震や台風・集中豪雨等の自然災害、詐欺や悪質商法の被害、ひとり暮らしでの病気や孤立死、高齢者・子ども・障がい者等への虐待、子どもの貧困、犯罪の再発など様々な課題が顕在化しています。
- 住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けられるよう、一人ひとりの心構えや備えが求められるとともに、地域のセーフティネットのあり方が問われています。
- 災害時における避難行動要支援者を地域で支援していく体制の構築が求められています。

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

北秋田市が目指す「地域福祉のあるべき姿」を基本理念として掲げます。誰もが地域福祉の支え手であり、受け手でもあります。相互に支えあえる関係は、一人ひとりが主体的に、自らその関係づくりに取り組まなければなりません。「他人事」になりがちな地域づくりを個人で「我が事」として考え、地域で起きている問題を「丸ごと」受け止め、行動するための地域づくりが、国の推奨する地域共生社会の実現の第一歩となります。

市では、第２次総合計画における福祉分野の基本理念として、誰もが明るく健やかに暮らし、共助としての地域の助けあいと、公助としての福祉施策がバランスよく両立するまちづくりを目指すことを掲げています。

本計画は、北秋田市における福祉の個別計画を横断する連携計画と位置付けており、基本理念についても総合計画の福祉分野の理念を踏襲するものとして以下のように掲げます。

お互いが　尊敬し支えあう　明るいまちづくり

２　基本とする考え方

住民の「自助」努力と、住民同士・地域での「互助・共助」が行われ、自助や共助では対応しきれない部分を公的福祉サービスによる「公助」で補完することを基本に、地域のよいところ・資源を「互助・共助」の実践につなげます。

地域にある課題を認識して共有し、解決に向けての取組・事業の実施にあたっては本計画に基づき、具体的な方策を検討して取り組みます。

3　基本目標

1　地域を支える「ひと・こころ」の育成

高齢化の進行等を背景に様々な福祉課題が顕在化する中で、地域で安心して暮らしていくためには互いに支えあい、助けあうコミュニティが安心の要です。みんなが地域を支える担い手として地域に関心を持ち、自らできることに取り組むことが求められます。このため、地域の一人ひとりが「お互いを尊敬し支えあう」意識を持ち、地域を支えあう「ひとり」として活動できるように、世代を超えて様々な住民が知りあい、地域での活動等への一歩につながるように、参加の機会・きっかけづくりとともに、ひとづくりに取り組みます。

2　安心して暮らせる「まち」づくり

互いを認めあいながら地域の一員として安心して暮らせるように、ハード・ソフト両面から安心して安全に暮らせるまちづくりを推進します。

このため、支援が必要な人が地域で自立した暮らしを様々な面から支える地域包括ケアシステムの確立と、地域ぐるみの防犯・防災活動等を推進し、安心して暮らせる基盤を整えます。

3　支えあいの「しくみ」づくり

支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自立して生活できる環境づくりが求められています。このため、必要な福祉サービス等の利用に際して、相談先やサービス内容等を、必要な時に必要な情報が適切に入手できるよう、また相談が支援につながるように、関係機関やサービス事業所等との連携を強化し、福祉関連情報の提供や相談体制を充実します。あわせて、認知症高齢者、障がいのある人、ひとり親家庭の保護者など、一人ひとりの状況に応じたサービスを利用しやすい仕組みづくりに取り組みます。

4　施策体系

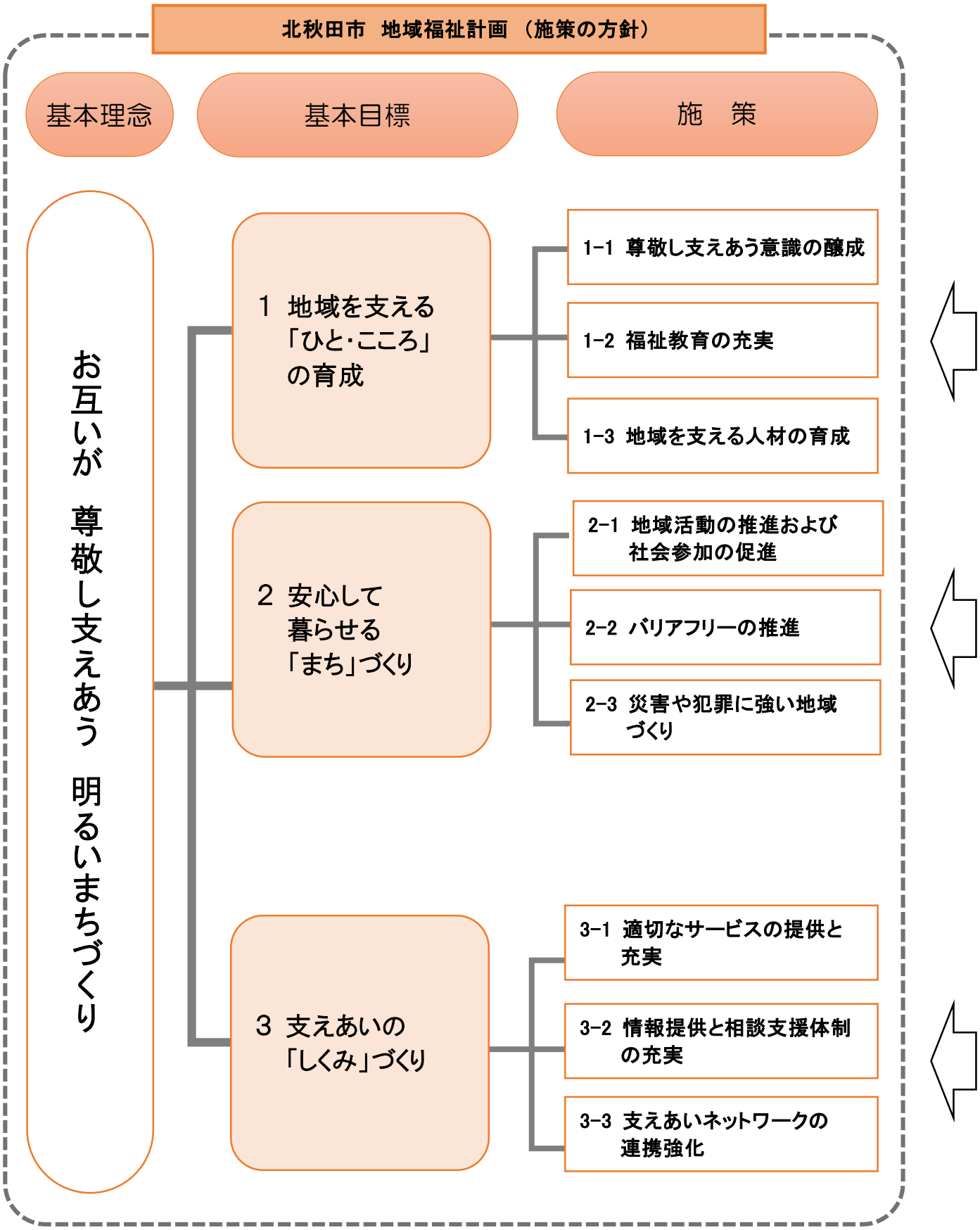
北秋田市　地域福祉計画（施策の方針）
基本理念
基本目標
施　策
お互いが　尊敬し支えあう　明るいまちづくり
1　地域を支える「ひと・こころ」の育成
2　安心して暮らせる「まち」づくり
3　支えあいの「しくみ」づくり
1-1　尊敬し支えあう意識の醸成
1-2　福祉教育の充実
1-3　地域を支える人材の育成
2-1　地域活動の推進および社会参加の促進
2-2　バリアフリーの推進
2-3　災害や犯罪に強い地域づくり
3-1　適切なサービスの提供と充実
3-2　情報提供と相談支援体制の充実
3-3　支えあいネットワークの連携強化

北秋田市　地域福祉活動計画（社会福祉協議会の取り組み）

取　り　組　み

1-1　①住民・自治会活動の推進
　　②福祉の意識の向上

1-2　①社会人への福祉教育の実践
　　②学校と連携した福祉教育の実践

1-3　①福祉人材の育成

2-1　①地域福祉活動の推進
　　②住民活動への支援
　　③交流の場づくりの推進
　　④地域住民の世代間交流の促進
　　⑤地域の課題解決能力の向上

2-2　①バリアフリー意識の醸成

2-3　①災害対策の充実
　　②地域の見守り体制の充実
　　③除雪対策
　　④警察と連携した防犯体制の強化

3-1　①介護保険外サービス体制
　　②生活困難者支援体制

3-2　①情報提供と相談体制の充実

3-3　①支えあいネットワークの連携強化

第４章　施策の展開

基本目標１　地域を支える「ひと・こころ」の育成

施策１-１：尊敬し支えあう意識の醸成

現状・課題

市民の誰もが、住み慣れた地域で安心して生活できることを望んでいます。このためには、お互いに支え合い、助け合い、主体的に地域課題や地域の福祉について考えながら、地域づくりにあたることが必要です。この地域福祉を充実させるためには、まず、多くの人が福祉に関心を持つことで福祉意識の醸成を図っていくことが重要と考えられます。

市ではこれまで、福祉に関して、広報きたあきた、市ホームページ、パンフレット等による各種情報提供を行っているほか、イベント等の開催等により福祉意識の啓発を行っています。また、社会福祉協議会においても、福祉意識の啓発を目的に、福祉教育活動への支援や社会福祉大会等を開催しています。

直接福祉に関わりのある人もない人も皆、地域の様々な活動に参加するとともに、地域の生活課題を把握し、その解決のため協力し合いながら地域福祉を推進していくことが望まれます。

施策の考え方

広報きたあきた、市ホームページ、パンフレット等、様々な媒体を活用して、福祉に係る各種情報の提供を行うとともに、イベント等の開催、多世代の交流、福祉活動への支援等を通じて、様々な世代に対して、福祉活動への理解と意識を高め、地域のつながりの大切さが実感できるよう取り組んでいきます。

■市の取り組み■

施策の方向性	施策・事業	担当課
広報きたあきた、市ホームページ、パンフレット等により地域福祉に係る情報を提供・周知するとともに、出前講座等も活用して、福祉意識の啓発を図ります。	○福祉意識の啓発と醸成	福祉課 高齢福祉課
福祉に関する大会、イベント、講座等の開催やその支援を通じて、地域での子育てや障がい、介護への理解のほか、高齢者を敬う意識等の啓発に努めます。	○福祉に関する大会、イベント等の開催やその支援による福祉意識の啓発、醸成	福祉課 高齢福祉課

■社会福祉協議会の取り組み■

ともに生きる豊かな地域社会を実現するためには、住民一人ひとりが協働し、共に支え合って、生活における楽しみや生きがいを見出し、生活上の様々な困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心して、その人らしい生活が送ることができるよう支援に関わっていくことが大切です。様々な機会を創出して、住民一人ひとりの意識の醸成に努めます。

〇住民・自治会活動の推進

- 住民・自治会活動のための助成制度「地域福祉活動支援事業」を継続します。また、ポストコロナにおける福祉活動のあり方を一緒に考えていきます。
- 他の地域で取り組んでいる活動を紹介し活用促進のＰＲを行います。
- 自治会町内会長向けの地域福祉研修会を実施します。

〇福祉の意欲の向上

- 「北秋田市福祉大会」を継続して開催して地域福祉功労者を表彰するとともに、地域課題の共有と意識啓蒙に努めます。
- 社会福祉協議会が、自治会町内会長や民生委員・児童委員と連携して「全戸訪問活動」を継続し、地域課題を把握します。
- 広報誌「社協だより」発行やホームページ、SNS を活用して地域の福祉情報の提供や意識啓蒙に努めます。

▼具体的な事業・活動内容

※　自：自主財源　補：補助金　受：受託金

具体的な事業	単位	目標値			事業費	人件費	協力団体
	年	現在	中間	期末			
地域福祉活動支援事業	件	63	65	70	自	補	自治会・町内会
地域福祉研修会（自治会・町内会長向け）	回	0	1	1	自	補	自治会・町内会
北秋田市福祉大会	回	1	継続	継続	自	補	市内社会福祉法人、各団体
全戸訪問活動	世帯	２００	全世帯	全世帯	自	補	自治会・町内会、民生委員・児童委員
広報誌「社協だより」発行	回	6	4	4	自	補	

■市民や地域が取り組むこと■

〇一人ひとりが隣近所とのあいさつや声かけを交わすなど近所付き合い大切にします。

〇地域行事への積極的な参加や自治体・町内会活動などへ自ら参加するように心がけます。

〇地域行事やイベントの時は、隣近所の住民や友人などに声かけをし、参加しやすい雰囲気をつくり、地域のにぎわいづくりに努めます。

施策1-2:福祉教育の充実

現状・課題

地域のなかには、地域で困っている人がいても、その人を手助けする「きっかけ」がない人たちがいます。

そのような人たちが関わりを持つためには、福祉に触れる機会を増やし、福祉を身近に感じてもらえるような取り組みを推進していき、地域の「大人」を対象とした講座の開催や「児童・生徒」を対象にした教育に限らず、地域の幅広い世代を対象とした学習会や講座の開催を検討していく必要があります。

施策の考え方

地域住民が地域の困っている人を手助けする「きっかけ」を生むために、福祉を身近に感じるためのボランティア活動や、講座を通じて、福祉への関心を高めることができるような取り組みを推進していきます。

■市の取り組み■

施策の方向性	施策・事業	担当課
出前講座や研修会等を通じて、障がいと障がいのある人に対する正しい理解と障がい者差別の解消に向けて取り組みます。	○出前講座の実施	福祉課
認知症サポーター養成講座の学齢期での実施や高校生を対象とした介護職員初任者研修の資格取得支援など若い世代の福祉への関心・興味を得られるよう各種研修会を実施し、地域の担い手となる人材と意識を育成します。	○認知症サポーター養成講座	高齢福祉課
	○高校生を対象とした介護職員初任者研修資格取得支援	高齢福祉課

■社会福祉協議会の取り組み■

地域福祉を身近なものとして捉え、住民が主体的に活動する地域づくりの基盤構築や、地域福祉の新たな担い手の育成を支援していきます。①多様な生き方を受け入れ、孤立をなくすことを目指した社会人向け福祉教育、②学校と連携し地域全体を基盤とした福祉教育を推進していきます。

○社会人への福祉教育の実践

- 地域包括支援センターを通じて介護予防教室や認知症予防教室、在宅介護者交流会、出前講座を開催し、日頃抱えている悩みや不安を軽減する機会を設けます。
- 生活支援サポーター養成講座（受託事業）を継続します。
- 終活セミナーを継続開催します。
- 成年後見に関する市民講座を開催します。

- 自治会・町内会向けの「災害研修会」を行い、災害時の支援体制や減災に向けた地域づくりを図ります。
- サロンボランティア養成講座を開催し、自主的に取り組むボランティア活動実践への支援を行います。

〇学校と連携した福祉教育の実践

- 学校の長期休みを利用して「ボランティアスクール」を開催し、福祉活動やボランティア活動への理解を深めます。
- 各学校と連携した福祉体験教育を推進します。
- 児童、生徒を対象とした手話や点字などの福祉に関する出張授業を地域の人材を活用しながら行います。
- ボランティアセンターとして児童生徒のボランティア活動を積極的に受け入れ、地域とのコーディネートを継続します。
- 職業体験、インターンシップの充実を図り、福祉人材の育成を行います。
- 「福祉教育応援事業」を継続し学校主体で行う地域福祉活動を助成支援します。

▼具体的な事業・活動内容

※活　自：自主財源　補：補助金　受：受託金

具体的な事業	単位	目標値			事業費	人件費	協力団体
	年	現在	中間	期末			
介護、認知症予防教室	回	77	80	80	受	受	
在宅介護者交流会	回	15	20	20	受	受	
生活支援サポーター養成講座	回	4	継続	継続	受	受	
終活セミナー	回	2	継続	継続	自	補	
成年後見セミナー	回	1	継続	継続	自	補	
災害研修会	回	1	継続	継続	自	補	自治会向け講習会
サロンボランティア養成講座	回	1	継続	継続	自	補	
ボランティアスクール	回	1	継続	継続	自	補	
福祉体験学習	回	随時	随時	随時	自	補	
手話、点字の出前授業	回	随時	随時	随時	自	補	
除草・除雪ボランティアコーディネート	回	随時	随時	随時	自	補	
インターンシップの調整	回	随時	随時	随時	自	補	
福祉教育応援事業	校	16	１５	１５	自	補	市内小中学校・高等学校

■市民や地域が取り組むこと■

〇地域活動やボランティア活動に関心を持ち、「とりあえず参加してみる」などの積極性を心がけます。

〇自治会・町内会や民生委員・児童委員などが地域の交流会や行事を実施し、住民が地域の困っている人を手助けする「きっかけ」を生むための「きっかけ」をつくります。

〇自治会・町内会や学校等、地域の様々な主体と連携して、多くの人が福祉を学べるように、主体的に取り組みます。

施策１－３：地域を支える人材の育成

現状・課題

市民自らが、身近な生活課題の解決に向け動くような地域づくりを目指すためには、ボランティア活動等の市民活動の推進が大切となります。このためには、まず、福祉意識の啓発や醸成、福祉活動に対する理解が必要ですが、同時に、福祉を担う人材の育成も取り組むべきことの１つと考えられます。

現在、人口減少や高齢化が進む中で、福祉の担い手の確保はますます重要となっています。

施策の考え方

地域福祉の中核を担う民生委員・児童委員の活動を周知するとともに、研修や情報提供により活動の充実を図ります。

社会福祉法人相互の情報交換等を通じて公益活動の充実に努めます。

■市の取り組み■

施策の方向性	施策・事業	担当課
地域福祉の中核を担う民生委員・児童委員の地域での活動の周知を図るとともに、研修や情報提供の充実を図り、活動を支援します。	○民生委員・児童委員の活動支援	福祉課
児童（小学生）による地域のデイサービス等への訪問・交流や福祉施設等の職場体験・訪問等での高齢者との交流など、学齢期から福祉への関心を高める機会を創出し、将来の地域を支える担い手となるよう『教福連携』を進め、人材の育成に取り組みます。	○児童等と高齢者との世代間交流の実施	福祉課 学校教育課
中高生を対象に、地域行事やボランティア活動へ関わる機会の拡充と参加促進を図ります。	○中高生ボランティアの活動推進	福祉課 生涯学習課 社会福祉協議会
市内の社会福祉法人へ地域における公益的な取り組みを促進し、社会福祉協議会を中心として、社会福祉法人全体で市内の地域福祉活動を支える体制の構築を進めます。	○社会福祉協議会を中心とした社会福祉法人の連絡体制の構築	社会福祉協議会
認知症サポーター養成講座の学齢期での実施や高校生を対象とした介護職員初任者研修の資格取得支援実施など若い世代の福祉への関心・興味を得られるよう各種研修会を実施し、地域の担い手となる人材と意識を育成します。	○認知症サポーター養成講座	高齢福祉課
	○高校生を対象とした介護職員初任者研修資格取得支援	高齢福祉課

■社会福祉協議会の取り組み■

少子高齢化の益々の進行に伴い、労働力人口減少等による福祉人材の担い手不足は大きな課題です。働き方改革への適切な対応やワークライフバランスの確立等に取り組むとともに、やりがいを感じることのできる福祉の職場づくりを推進し、今以上に人材確保・育成・定着に向けた取り組みを強化します。

〇福祉人材の育成

- 介護職員初任者研修（一般向け）を開催し地域における人材を育成するとともに、介護技術の習得及び在宅介護の負担軽減を図りながら、高齢者や障がいのある人に対する理解を深めます。
- 社会福祉協議会職員と市内の社会福祉法人職員が連携して、高校生を対象とした介護職員初任者研修を開催し、地域における福祉人材の育成に努めます。
- 大学や専門学校と連携し、理学療法士、作業療法士、栄養士、社会福祉士等の実習機関として実習生の受入れを積極的に行い次世代育成に努めます。

▼具体的な事業・活動内容

※　自：自主財源　補：補助金　受：受託金

具体的な事業	単位	目標値			事業費	人件費	協力団体
	年	現在	中間	期末			
介護職員初任者研修（一般向け）	回	1	継続	継続	補	補	
介護職員初任者研修（高校生向け）	回	1	継続	継続	受	補	市内社会福祉法人
実習生の受け入れ	回	随時	随時	随時	補	補	

■市民や地域が取り組むこと■

〇高齢者向けの「生き生きサロン」の利用者を若い世代にも拡大し、多くの人が福祉に関われる場づくりを行います。

〇一人ひとりが福祉に関する学習会や研修会へ積極的に参加するよう心がけます。

〇高齢者や障がい者、その家族と世代間交流などを持つことで、幼少期から福祉教育と市民の福祉体験を図ります。

基本目標２　安心して暮らせる「まち」づくり

施策2-1:地域活動の推進および社会参加の促進

現状・課題

市民が住み慣れた地域の課題を把握し、その課題解決に向け行政や福祉団体等と連携し、あるいは支援を受けて取り組むこと、支え合うこと、助け合うこと、いわゆる「共助」による地域づくりは、人口減少や少子高齢化が進む中でますます重要となってきています。

多くの市民が、主体的に福祉活動に参加できるようにするためには、福祉に関する様々な情報をより入手しやすくすることや活動拠点づくりの整備、地域のつながりを深めるための交流等に対する支援が望まれています。また、地域の多くの人々が自分の周囲のことからはじめて、地域福祉に気軽に参加できるような雰囲気づくり、仕組みづくりが求められます。

施策の考え方

世代間交流が図られ、地域全体のつながりが強められるような取り組みを行うとともに、地域で活動する団体等へ支援を行います。

市民が福祉に触れる機会や活動に参加する機会を増やすため、情報が入手しやすい環境の整備に取り組みます。

地域活動へのきっかけとなるボランティア活動を推進し、幅広い層のボランティア活動の促進と担い手の掘り起こしに努めるとともに、地域住民をはじめ様々な団体、事業者等との連携を広げ、ネットワーク体制が構築できるよう取り組みます。

地域の自治活動や福祉活動の拠点となる施設等の利用促進を図ります。

■市の取り組み■

施策の方向性	施策・事業	担当課
地域住民の要望の調査や実態の把握のため、地域の活動や定例会議等へ行政関係者が参画し、地域の意見を直接聞くなど、制度へつなげられる体制またはそれに類する体制の構築を進めます。	○地域包括支援センターの活動推進	高齢福祉課
	○基幹相談支援センターの活動推進	福祉課
	○子育て世代包括支援センターの活動推進	福祉課
地域活動、自主活動を活発に行えるよう、活動の場づくりや他の地域での事例の提供など、活動に必要な情報が入手しやすい環境整備に取り組みます。	○広報きたあきたの発行 ○市ホームページ配信	総合政策課
	○パンフレット等による情報提供	福祉課

施策の方向性	施策・事業	担当課
自治会・町内会の活発な取り組みを支援するため、活動内容、実態、あり様の検討等、地域コミュニティのあり方を地域住民とともに協議します。	○自治会・町内会活動への支援	生活課
障がいのある人や高齢者、運転免許証返納者など日常生活において移動が困難な住民の移動手段を確保し、安心で豊かな生活を確保するため、公共交通の充実を図ります。	○市街地巡回バスの運行	総合政策課
	○デマンド型タクシーの運行	総合政策課
地域福祉活動を促進するために、誰もが気軽に集まることができる機会の充実を図り、また、市民ふれあいプラザや各地区公民館等を利用した地域の拠点づくりを進めます。	○活動機会の充実	生涯学習課
	○自治会館の整備費助成	生活課
子育て中の人が、友人づくりや育児不安の解消の場として役立ててもらえるよう、親子の集いの場や子育てグループの活動の場を設置するよう、関係団体と協議します。	○地域子育て支援センターの設置	福祉課

■社会福祉協議会の取り組み■

地域住民は、私たちとともに地域福祉課題の解決に向けて取り組む主体です。関わりを持った人がより関わっていきたいと感じてもらえるよう福祉活動への理解を促進していきます。併せて、継続可能な福祉活動を支援できるよう社会福祉協議会のコーディネート力や専門的な課題解決力も高めていきます。

○地域福祉活動の推進

- 「地域福祉活動支援事業」（再掲）の活用団体を増やしていきます。
- 「地域福祉活動スタート支援事業」を実施し、これから地域福祉活動に取り組もうとする自治会町内会への助成・参画支援を行います。
- 継続的なサロン活動への相談支援を行います。「出前講座」や「福祉講座」の依頼を積極的に受け入れます。

○住民活動への支援

- マイクロバスを無料貸与して地域の福祉活動の促進を図ります。
- レクリエーション用具を無料貸与し地域の福祉活動の促進を図ります。
- 除雪機や軽トラックを無料貸与して雪寄せが困難な高齢者や障がい者に対して行う福祉活動を支援します。

〇交流の場づくりの推進

- 季節ごとに買い物支援と交流会を兼ねて「歳時買い物支援事業」を行います。
- 「きたきた希望の会」を週１～２回開催し、ひきこもり等の社会的孤立に陥っている方の集いの場を設け、社会参加を促進します。

〇地域住民の世代間交流の促進

- 児童館や子育てサポートわんぱぁーく（受託事業）を通じて世代間交流、地域内交流事業を行います。
- 「ほほえみ祝い金」を継続し、民生委員・児童委員や自治会・町内会長が出産した方に対して出生祝いをお届けし、地域内のつながりを創出します

〇地域の課題解決能力の向上

- 自治会・町内会長や民生委員と連携して職員による全戸訪問を実施します（再掲）。
- 小地域ネットワークやあんしん電話登録の際には見守りネットワークを創出します。
- 複合的な課題に対して、専門機関と連携して解決するとともに、地域の課題について情報交換行います。

▼具体的な事業・活動内容

※　自：自主財源　補：補助金　受：受託金

具体的な事業	単位	目標値			事業費	人件費	協力団体
	年	現在	中間	期末			
地域活動福祉支援事業（再掲）	件	６３	６５	７０	自	補	自治会・町内会
地域福祉活動スタート事業	件	０	２	２	自	補	自治会・町内会
サロン活動への職員派遣	件	随時	随時	随時	―	補	
マイクロバス無料貸与	件	143	継続	継続	自	補	
レクリエーション用具無料貸与	件	142	150	150	自	補	
除雪機、軽トラックの無料貸与	件	０	随時	随時	自	補	
歳時買い物支援事業	件	０	１２	１６	自	補	
きたきた希望の会	回	４１	継続	継続	自	補	
わんぱーくや児童館活動での地域交流	回	随時	随時	随時	受	受	福祉施設・老人クラブ・民生委員・児童委員
ほほえみ祝い金	件	82	80	80	自	補	自治会・町内会長、民生委員・児童委員
全戸訪問活動（再掲）	世帯	２００	全世帯	全世帯	自	補	自治会・町内会、民生委員・児童委員
小地域ネットワークの形成	件	随時	随時	随時	―	補	自治会・町内会、民生委員・児童委員
地域課題の情報交換	件	随時	随時	随時	―	補	関係機関・自治会・町内会、民生委員・児童委員

■市民や地域が取り組むこと■

〇地域の行事など気軽にボランティア活動ができる機会や生き生きサロンなどの集える場の開催など、地域と関わる様々なきっかけづくりに努めます。

〇移動が困難な住民への支援など、行事や活動に参加したくてもできない住民に対して、地域としてできる支援を行い、活動への参加を促します。

施策2-2:バリアフリーの推進

現状・課題

市民誰もが、住み慣れた地域で安全・安心に暮らし、様々な日常の活動を行っていけるよう、生活環境の整備が必要であり、障がいにより支援や見守りが必要な人の環境整備や施設等の建物の整備等、ハード、ソフト問わず、様々な整備が求められます。

近年は、国、県、市の公共施設等はバリアフリーの視点での整備が進んできているほか、見守りが必要な人についても、民生委員・児童委員の協力を得ながら、一定の頻度での訪問や電話による安否確認が行われています。

市や社会福祉協議会では、地域での生活の維持、安全・安心の確保、利便性の確保等に向けて様々に取り組んでいますが、地域の人々による暮らしやすい環境づくりに対する支援も必要と考えられます。

施策の考え方

公共施設等のバリアフリー化や心理的障壁をなくす活動を通じて、すべての人が暮らしやすい環境づくりに取り組みます。

■市の取り組み■

施策の方向性	施策・事業	担当課
市道や公共施設のバリアフリー化や障がい者等用駐車場の普及を推進し、誰もが安心して暮らせる環境づくりを推進します。	○公共施設等のバリアフリー化の推進	福祉課 都市計画課 建設課
「声の広報」や「点字広報」など、誰もが情報にアクセスできる暮らしを推進するため、ボランティア団体の活動を支援します。	○「声の広報」等のボランティア団体の支援	社会福祉協議会
「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」「心のバリアフリーハンドブック」の普及に取り組み、援助や配慮を必要としている人が暮らしやすい地域を目指します。	○「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」の普及	福祉課 県

■社会福祉協議会の取り組み■

〇バリアフリー意識の醸成

- 各学校の福祉活動から寄贈された車いす、スロープ、歩行器の無料貸与を行うとともに、促進するための情報提供を行います。
- 介護保険非適用の方への福祉用具貸与を継続します。
- 広報誌「社協だより」の音声吹替えを行うとともに、市内の朗読ボランティアによる市広報、議会だより、地元新聞の音声吹替えと併せて視覚障がいの方への無料提供を継続します。
- 児童、生徒を対象とした手話や点字などの福祉に関する出張授業を地域の人材を活用しながら行います

▼具体的な事業・活動内容

※　自：自主財源　補：補助金　受：受託金

具体的な事業	単位	目標値			財源※		協力団体
	年	現在	中間	期末	事業費	人件費	
車いす、スロープ、歩行器の無料貸与	件	55	60	60	自	補	
福祉用具安心サポート事業（介護保険非適用者）	件	724	継続	継続	自	自	
「社協だより」の音声吹き替え	件	6	4	4	自	補	
朗読ボランティア、手話通訳との連携	件	１２	１２	１２	自	補	ボランティア団体
手話、点字の出前授業（再掲）	回	随時	随時	随時	自	補	ボランティア団体

■市民や地域が取り組むこと■

〇認知症をはじめとした精神疾患や障がいなどの正しい知識を得るよう努め、間違った情報からの偏見をなくし、誰もが暮らしやすい環境づくりを行います。

施策2-3：災害や犯罪に強い地域づくり

現状・課題

近年、多発傾向にある集中豪雨による河川の増水・氾濫、土砂崩れ等、自然災害への対応や、大規模地震発生への備えとして、防災に対する意識が高まっています。

市では、北秋田市地域防災計画に基づき、各種対策を講じていますが、その中で、高齢者、子ども、乳幼児、妊産婦、障がい者（児）等の要配慮者や避難行動要支援者の安全の確保について、地域住民、民生委員・児童委員、自主防災組織及び福祉ボランティア団体等の協力のもとに、要配慮者や避難行動要支援者の平常時における実態を把握し、災害時における情報の収集伝達及び避難誘導等、支援体制の確立に向けて取り組んでいます。

また、住み慣れた地域で安全・安心に暮らし、様々な日常の活動を行っていけるよう、見守りが必要な高齢者等の安否確認、冬季の降雪への対応等、様々な対応が求められます。

地域の防災は、行政、社会福祉協議会、関係機関等の対応だけではなく、平常時はもちろん、災害時には、それぞれの地域での助け合いが何よりも重要です。まず、自助があり、共助があります。そうした環境づくり、意識づくりを平常時から進めていく必要があります。

いつ発生するか予想がつかない自然災害に対応するためには、自主防災組織の設立の促進や強化を図ること、平常時から災害時に配慮、支援を必要とする人の把握や情報共有を図ることが求められます。

施策の考え方

北秋田市地域防災計画や北秋田市災害時要配慮者避難支援プランに基づき、自主防災組織の設立の促進、防災訓練や避難訓練の実施、避難支援体制の構築、災害時に配慮、支援を必要とする人の把握や情報共有に努めます。

災害時や緊急時に地域住民が互いに支え合い、助け合って対応できる体制を、市や社会福祉協議会が市民・団体等と連携しながら強化するとともに、共助の意識づくりを進めていきます。

■市の取り組み■

施策の方向性	施策・事業	担当課
「北秋田市災害時要配慮者避難支援プラン」を策定します。	○北秋田市災害時要配慮者避難支援プランの策定	福祉課
災害発生時に配慮の必要な人を把握し、避難行動要支援者名簿を作成します。また、災害時に支援が必要な人の理解を得ながら、その状況を調査・把握し、対象者の同意のもとに社会福祉協議会、自治会・町内会や民生委員・児童委員、その他関係機関・団体へ情報の提供を行います。	○災害時避難行動要支援者名簿の作成	福祉課
	○災害時避難行動要支援者名簿の配布	福祉課

施策の方向性	施策・事業	担当課
災害時、個別に避難行動に支援が必要な人を対象に避難行動計画を進めるとともに、避難時における地域住民の協力を求めます。	○避難行動要支援者個別計画の策定	福祉課
北秋田市防災マップや防災ラジオなどを用いて、地域の防災力強化に努めます。	○北秋田市防災マップや防災ラジオの配布	総務課
地域から情報をもらいながら、空き家の状況把握と対応策検討に努めます。	○空き家対策推進	総務課

■社会福祉協議会の取り組み■

災害支援は、地域のなかで住民が社会のつながりの必要性を感じることができる共通課題です。大規模な自然災害が発生し、災害時の被災地支援に迅速かつ効果的に取り組むためには、平時から災害を人とのつながりの中でどう備えていくかを意識していく必要があります。防災や地域安全対策を支援しながらコミュニティの力を見直し、孤立させない地域づくりへと発展させていきます。

○災害対策の充実

- 市内の「災害ボランティア事前登録団体」「災害ボランティアリーダー登録制度」のネットワーク拡大のため、企業や社会福祉法人との連携を強化します。
- 毎年、災害ボランティア団体研修会の開催し意識啓蒙に努めるとともに災害時の連携体制を構築します。さらに県内で災害ボランティアセンターが立ち上がった際は活動支援を行いながら実践力を高めます。
- 大規模災害発生時には秋田県防災計画に基づき、秋田県社会福祉協議会と連携して「災害ボランティアセンター」を設置、運営し、市民の復旧活動を支援します。
- 災害備品をストックヤードで適切に保管、管理するとともに、地域内で有効活用できるようＰＲします。
- 自治会、町内会向けの「災害研修会」を行い、災害時の支援体制や減災に向けた地域づくりを図ります（再掲）。

○地域の見守り体制の充実

- 高齢者世帯防火指導を継続して実施します。
- 全戸訪問活動で特殊詐欺防止などの周知や不審情報の収集を行います。
- 自治会町内会長や民生委員児童委員と連携して小地域ネットワークの形成を図ります。
- 認知症高齢者等見守りネットワークの周知を行い、各関係機関と地域住民が協力して地域全体で見守るしくみづくりを強化します。
- 要援護者の日頃の見守り活動、災害時の地域内での助け合い活動に活用するネットワーク台帳の作成を各地区の民生委員児童委員と協力しながら充実させます。
- あんしん電話（受託事業）を適切に運営しながらも今後の有り方について行政と連携して検討を進めます。

〇除雪対策

- 「福祉の雪事業」（受託事業）の適切な運営を行いながらより効率的な有り方について行政と検討を進めます。
- 「地域福祉活動支援事業」（再掲）における地域内の除雪支援を促進します。
- 学校単位の除雪ボランティア支援（再掲）を促進します。
- 除雪機、軽トラック無料貸与（再掲）

〇警察と連携した防犯体制の強化

- 北秋田警察署と「地域安全活動」の覚書締結に基づき、「地域見守りネットワーク」のステッカーを公用車に貼付し、犯罪や事故の発生抑止を図ります。また、市内において緊急時に遭遇した場合は必要な通報を行うとともに安全対策を実施します。
- 高齢者の徘徊等による行方不明に際しては、認知症高齢者等見守りネットワーク（再掲）による情報配信をはじめ、市中捜索等の協力を行います。
- 高齢者の詐欺被害防止のため、全戸訪問等やケアマネ等による注意喚起情報を提供するとともに、地域包括支援センターや権利擁護事業等と連携して支援します。

▼具体的な事業・活動内容

※　自：自主財源　補：補助金　受：受託金

具体的な事業	単位	目標値			事業費	人件費	協力団体
	年	現在	中間	期末			
災害ボランティア事前登録ネットワーク	団体	１５	１７	２０	自	補	市内社会福祉法人ほか
災害ボランティアリーダー制度	名	１	１０	２０	自	補	市内社会福祉法人ほか
災害ボランティア団体研修会	回	１	１	１	自	補	登録団体
災害ボランティアセンター設置	回	随時	随時	随時	自	補	
災害備品の管理	回	１	１	１	自	補	管理チェック及び補充、貸出
災害研修会（再掲）	回	０	１	１	自	補	自治会向け
高齢者世帯防火査察指導	世帯	42	50	50	自	補	民生委員・児童委員
全戸訪問活動（再掲）	世帯	２００	全世帯	全世帯	自	補	自治会・町内会、民生委員・児童委員
小地域ネットワークの形成（再掲）		随時	随時	随時	―	補	自治会・町内会、民生委員・児童委員
認知症高齢者等見守りネット事業	団体	17	20	２５	自	補	市内各施設・企業・団体 市民
	名	36	４０	４０			高齢者等登録者
要配慮者ネットワーク台帳の確認	回	１	１	１	―	補	民生委員・児童委員
あんしん電話	人	275	継続	継続	受	補	代替案要検討
福祉の雪事業	人	随時	随時	随時	受	補	建設技能協会 降雪状況による
地域福祉活動支援事業（再掲）	件	６３	６５	７０	自	補	自治会・町内会
除雪ボランティア支援	回	随時	随時	随時	―	補	自治会・町内会、民生委員・児童委員
除雪機、軽トラックの無料貸与	件	０	４	８	自	補	
警察との地域安全活動に基づく見守り活動	回	随時	随時	随時	―	補	警察・市内各施設・企業・団体・市民
行方不明者捜索時の連携	回	随時	随時	随時	―	補	警察・消防・自治会、民生委員

権利擁護や他事業との連携	回	随時	随時	随時	―	補	警察・自治会・町内会、民生委員

■市民や地域が取り組むこと■

〇北秋田市防災マップに目を通し、暮らしている地域の災害時の状況や避難先について把握するよう努めます。

〇関係機関と連携して、発生時の避難方法や避難支援についての情報共有を行います。

〇冬期の雪対策として、隣近所で協力して除雪作業に取り組むとともに、市や社会福祉協議会に情報提供しながら、必要とされる対応に取り組みます。

基本目標３　支えあいの「しくみ」づくり

施策3-1：適切なサービスの提供と充実

現状・課題

市民が、地域の中で、自分が必要とする自分にあった福祉サービスを受け、安心して生活できるよう、国、県、市、社会福祉協議会のそれぞれの制度等に基づいたサービスが適切に提供されることが大切です。

現在、市では、高齢、介護、障がい、子育て等の各福祉分野の個別計画を基本に、市民ニーズを踏まえた施策・事業を実施しており、それぞれの計画の改定時には、その時々の状況や利用者ニーズを勘案した見直しを行い、より適切な施策・事業の実施により、求められる福祉サービスの提供に努めています。また、社会福祉協議会では、利用者の声を聞きながら、在宅での日常生活のサポートを中心に、利用者のニーズに沿ったきめ細かいサービスの提供に努めています。

市（行政）が提供する福祉サービス及び社会福祉協議会（社会福祉法人）が提供する福祉サービスそれぞれに、質的、量的な充実が求められている中、市民の福祉ニーズを拾い上げ、より満足度の高いサービスを提供することが今後の課題の１つであり、また、必要とする福祉サービスの情報が必要とする人に届くような取組も重要と考えられます。

施策の考え方

市の各福祉分野の計画に基づいた施策・事業を、市の関係部署や関係する機関、団体等との連携で実施し、必要な福祉サービスを適切に提供するとともにその充実を図るほか、広報きたあきた等、様々な媒体を活用し福祉サービスをわかりやすく周知します。

社会福祉協議会の事業や活動、サービス内容の周知を図り、必要な人にサービスが行き届くよう取り組むとともに、サービスの質の向上に取り組みます。

■市の取り組み■

施策の方向性	施策・事業	担当課
広報きたあきたや市ホームページ、窓口設置のサービス紹介パンフレット等を活用し、地域住民や事業者に対し、福祉サービス、保健、医療等の情報をわかりやすく周知します。	○福祉サービスの情報提供の充実	福祉課 高齢福祉課 医療健康課

施策の方向性	施策・事業	担当課
高齢者や障がい者など情報を入手することや手続きを行うことが難しい人に対して、訪問などの個々人の状況に合わせた適切な情報提供や近隣住民、自治会・町内会、民生委員・児童委員などの協力を求めた本人負担の少ない方法を模索します。	○関係機関・団体との連携	福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会
高齢、介護、障がい、子育て等の各福祉分野のそれぞれの計画に基づき、市の関係機関、団体等と連携し、必要な福祉サービスを計画的に提供します。	○各福祉分野の部門別計画に沿ったサービスの提供	福祉課 高齢福祉課
認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等が、地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度等、権利擁護制度の周知や利用を図るとともに、権利擁護体制の整備に取り組みます。	○北秋田市成年後見制度利用促進計画の策定	福祉課 高齢福祉課

■社会福祉協議会の取り組み■

既存の制度やサービスでは十分に対応できない課題が社会化している場合は、社会福祉協議会は新たな活動領域を開拓する役割を担います。ニーズに応じて高い専門性を有するサービスを展開するとともに地域課題の共有化にも努めていきます。

○介護保険外サービス体制

- 自費訪問介護事業を実施し介護保険非該当の方への支援を広げます。
- 外出支援サービス（受託事業）を適正に運営しながら今後の有り方について行政と連携して検討を進めます（再掲）。
- 家族介護用品支給事業（受託事業）を適正に運営しながら今後の有り方について行政と連携して検討を進めます（再掲）。

○生活困難者支援体制

- 食の自立支援事業（受託事業）
- 日常生活自立支援事業を実施するとともに、地域内における理解を深めるために適正な情報提供を行います。
- 成年後見制度の法人後見を実施します。
- コープフードバンクをはじめ市内企業との連携を拡大しながら一時的な食糧支援を継続します。
- 「生活福祉資金貸付事業」（秋田県社会福祉協議会からの受託事業）や「たすけあい資金貸付制度」の相談窓口を設置して生活再建にむけた自立支援を促進します。

▼具体的な事業・活動内容

※　自：自主財源　補：補助金　受：受託金

具体的な事業	単位	目標値			事業費	人件費	協力団体
	年	現在	中間	期末			
自費訪問介護事業（介護保険非該当者）	人	81	継続	継続	自	自	
外出支援サービス（再掲）	人	158	継続	継続	受	自	
家族介護用品支給事業	人	25	継続	継続	受	補	
食の自立支援事業	件	157	継続	継続	受	補	
日常生活自立支援事業	件	34	３５	４０	受	補	
法人後制度の実施	件	０	２	２	自	補	
食糧支援（フードバンク）	件	46	継続	継続	自	補	コープ東北・市内企業
生活福祉資金貸付事業	件	19	継続	継続	受	補	現在値はコロナの影響で増
たすけあい資金貸付制度	件	21	２０	２０	自	補	民生委員・児童委員

■市民や地域が取り組むこと■

〇福祉サービスや保健・医療・福祉にかかる制度について、情報の取得をこころがけます。

〇市や社会福祉協議会などが開催する説明会、学習会などに積極的に参加し、福祉制度やサービスの理解を深めます。

〇行政や関係機関に対し、分からないことを相談・質問するとともに、相談先が分からないなどの場合には民生委員・児童委員などに相談し、適切なサービス利用につながるよう努めます。

施策3-2:情報提供と相談支援体制の充実

現状・課題

市民が地域で安心して暮らしていくためには、生活の中で生じる様々な問題や課題を身近なところで気軽に相談できる体制が求められます。このため、市では、それぞれの窓口対応を充実させるとともに、必要な場合、他の福祉分野や関係する機関、団体等との連携を図っています。また、社会福祉協議会も、生活に係る様々な相談を受け、関係機関等との連携により対応しています。

近年、社会状況の変化等により、福祉ニーズが多様化してきている中、何らかの福祉的支援を必要とする人や世帯が抱える課題も、多様化、複雑化しています。これまでのそれぞれの福祉分野の制度等による支援では解決が難しいような制度の狭間にある課題や潜在的な課題も生じてきており、多機関等の連携による対応がさらに重要になってきています。また、この制度の狭間にある課題や潜在的な課題への対応は、行政や福祉関係者だけでは難しく、地域の人々の支え合いが必要であるほか、課題を抱える人や世帯など、地域の状況を把握する体制の整備も求められます。

施策の考え方

相談窓口や支援体制、福祉の制度等について、様々な機会や媒体を利用して、さらに市民にわかりやすく広く周知がなされるよう取り組むとともに、それぞれの窓口で市民の相談に応じながら、内容に応じて関係する部署や関係機関と連携するなど、総合的な対応に努めます。

地域住民の多様な生活課題や福祉ニーズの把握を強化し、必要な支援に向けて、住民や行政、専門機関等の多機関等が連携した包括的な支援体制の整備を目指します。

高齢者、児童、障がい者等の人権侵害、虐待防止のため、それぞれの関係機関等との情報共有と連携により、早期の発見、相談体制の整備に努めます。

相談支援体制の基盤強化やサービスの質の向上に向け、将来を見据えて、社会福祉協議会の組織体制の充実に努めます。

■市の取り組み■

施策の方向性	施策・事業	担当課
相談支援体制を市の広報やホームページ等の各種媒体を利用して、広くわかりやすい形で地域住民等に周知します。	○広報きたあきたや市ホームページの活用	福祉課 高齢福祉課 医療健康課
地域包括ケアシステムの構築に向け、包括支援事業の充実を図るなど、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進に取り組みます。	○生活支援体制整備の推進（生活支援コーディネーター及び協議体の設置の推進等）	高齢福祉課

施策の方向性	施策・事業	担当課
身近な相談先として、「子育て世代包括支援センター」、「基幹相談支援センター」、「地域包括支援センター」などの各分野の相談窓口において市民の相談に応じながら、相談内容に応じて関係する部署や関係機関と連携し、必要なサービスが受けられるよう総合的な対応に努めるとともに、複数の窓口での手続きが必要な場合等、相談者の負担に配慮しながらわかりやすい窓口対応に努めます。	○相談支援体制の連携強化	福祉課 高齢福祉課 医療健康課
	○相談窓口の充実	福祉課 高齢福祉課 医療健康課
生活困窮者が、社会的に自立し安心して暮らしていけるよう、各機関・団体等と連携し必要な支援を包括的に行います。	○生活困窮者自立相談支援事業等	福祉課 社会福祉協議会

■社会福祉協議会の取り組み■

既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築します。制度の縦割りを廃するとともに、社会的なつながりの中で断らない相談支援を実施します。

○情報提供と相談体制の充実

- 相談支援事業（障がい者総合支援）の相談窓口をイオンタウン内に開設します。
- 無料法律相談会（受託事業）を２ケ月ごとに開設します。
- 「ケアプランセンターひだまり」をイオンタウン内に開設し介護や障がいをはじめとする総合的相談窓口としての機能を高めます。
- 生活困窮者自立支援法に基づく「くらし相談センター」（受託事業）窓口を設置し経済的困窮をはじめ、自殺、依存症、引きこもり等の社会的孤立や複合的な課題解決に向けて各関係機関と連携して取り組み、自立を支援します。
- ひきこもり状態にある方への自立支援として、居場所づくりを継続するとともに、市内の企業や社会福祉法人との連携を拡大しながら自立支援を継続します。

▼具体的な事業・活動内容

※　自：自主財源　補：補助金　受：受託金

具体的な事業	単位	目標値			事業費	人件費	協力団体
	年	現在	中間	期末			
全戸訪問活動（再掲）	世帯	２００	全世帯	全世帯	自	補	自治会・町内会、民生委員・児童委員
広報誌「社協だより」発行（再掲）	回	６	４	４	自	補	
総合相談窓口の設置	ケ所	５	継続	継続	自	補	
無料法律相談会（再掲）	件	41	42	42	受	補	

※活動費財源　自：自主財源　補：補助金　受：受託金

具体的な事業	単位	目標値			事業費	人件費	協力団体
	年	現在	中間	期末			
くらし相談センター窓口設置	件	90	継続	継続	受	補	弁護士・ハローワーク 各団体　ほか
きたきた希望の会（再掲）	回	４１	継続	継続	自	補	

■市民や地域が取り組むこと■

〇情報が入手しにくい状況の地域の人と、日常的な近所付き合いを通して、情報の共有を行います。

〇自治会・町内会や民生委員・児童委員などが協力し、地域住民への情報の伝達を行います。

〇自治会・町内会や学校等、地域のあらゆる場を通して情報発信と共有を行い、あらゆる人が、地域の活動や福祉サービスの内容を受け取ることができるように、主体的な情報共有を行います。

施策3-3：支えあいネットワークの連携強化

現状・課題

人口減少や少子高齢化が進んでおり、住民が抱える生活課題が多様化、複雑化している中で、その課題解決に向け、行政や福祉団体等と連携し、効果的に適切なサービスや支援につなげる仕組みづくりが必要となってきています。

多様な福祉ニーズに伴い、支援者の横のつながりを担う役割や取り組みが求められています。

施策の考え方

地域で課題を抱えた人が埋もれることなく、早期の段階で制度やサービスにつながるよう、行政、関係機関・団体等と協議し、福祉ネットワークの仕組みづくりに努めます。

■市の取り組み■

施策の方向性	施策・事業	担当課
地域で孤立する高齢者の問題や、地域住民が抱える病気や障がい、その他生活のしづらさに周囲が気付き、行政サービス等へ早期の段階でつなげられるよう、自治会・町内会、民生委員・児童委員といった関係団体や社会福祉協議会等の関係機関と協力しながら福祉ネットワークの形成を推進します。	○福祉ネットワークの形成	福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会
地域福祉の中核を担う民生委員・児童委員の地域での活動の周知を図るとともに、研修や情報提供の充実を図り、活動を支援します。	○民生委員・児童委員の活動支援	福祉課

■社会福祉協議会の取り組み■

ともに生きる豊な地域社会を実現するためには、社会福祉協議会が「連携・協働の場」の機能を果たし、社会福祉法人をはじめ、福祉組織・関係者とともにプラットフォームを強化していくことが大切です。そのためには社会福祉協議会組織への認知を高め、さらに地域内での信頼性を構築していくとともに、行政とのパートナーシップを強化していきます。

○支えあいネットワークの連携強化

- 認知症高齢者見守りネット事業（再掲）
- 各種ネットワーク会議への参画
- 民生委員・児童委員協議会との連携
- 小地域ネットワーク事業（再掲）

- 災害ボランティア事前登録ネットワーク（再掲）
- 災害ボランティアリーダー登録制度（再掲）
- 要援護者ネットワーク台帳の作成（再掲）

▼具体的な事業・活動内容

※活動費財源　自：自主財源　補：補助金　受：受託金

具体的な事業	単位	目標値			事業費	人件費	協力団体
	年	現在	中間	期末			
認知症高齢者等見守りネット事業	団体 名	17 36	20 40	25 40	自	補	市内各施設・企業・団体 市民
各種ネットワーク会議への参画	—	随時	随時	随時	—	補	
民生委員・児童委員協議会との連携	—	随時	随時	随時	—	補	民生委員・児童委員協議会
小地域ネットワークの形成（再掲）	—	随時	随時	随時	—	補	自治会・町内会、民生委員・児童委員
災害ボランティア事前登録ネットワーク	団体	１５	１７	２０	自	補	市内社会福祉法人　ほか
災害ボランティアリーダー登録精度	名	１	１０	２０	自	補	市内社会福祉法人　ほか
要援護者ネットワーク台帳の作成・見直し	回	１	１	１	—	補	民生委員・児童委員

■市民や地域が取り組むこと■

〇支援が必要な場合や課題を抱えたときに行政や関係機関などに早期から相談するよう心がけます。

〇課題を抱え、相談が難しい人が地域にいる場合、地域から行政や関係機関などに情報をつなげます。

〇支援者がひとりで問題を抱えることなく、地域全体の問題として捉え、行政や関係機関の支援に協力します。

第５章　成年後見制度のさらなる利用促進

１　成年後見制度のさらなる利用促進にあたって

（１）成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症や知的障害、その他精神上の障害等により判断能力が不十分であるために、契約等の法律行為の意思決定が困難な方について、家庭裁判所への申立手続きにより、成年後見人等を選任してその方の判断能力を補い、生命・身体・自由・財産等の権利を擁護するための制度です。

選任された成年後見人等が、本人に代わって介護・福祉サービス利用手続きや入院手続きといった「身上監護」、預貯金管理、生活費等の支払い、不動産管理といった「財産管理」を行うことで、本人を法的に守ることができます。

また、成年後見制度の理念として、「ノーマライゼーション・自己決定の尊重という理念と本人の保護の調和」が求められています。そのため、単に財産を管理するに止まらず、本人の生活を支えること（身上配慮義務）が後見人の役割とされています。

（２）背景と目的

本制度は、平成11年の民法の一部改正によって、従来の禁治産制度が見直され、平成12年から導入されましたが、全国的に制度が十分に活用されていない状況にあります。

こうした中、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）を平成28年５月に施行し、この「促進法」に基づいた「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「国の基本計画」という。）が平成29年３月に閣議決定され、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることとされました。

また、市町村においても、「国の基本計画」を勘案した成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度の利用を促進するための機関の設置やその他必要な措置を講ずるよう努めるものとされました。

このことを受け、認知症、知的障害その他精神上の障がい等により自身の財産管理や日常生活等に支障があり支援を必要とする方（以下「権利擁護支援等が必要な方」という。）に、包括的な支援が行き届く地域社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進します。

法定後見制度の類型

区　分	対象となる方	援助者	
補助	判断能力が不十分な方	補助人	監督人を選任することがあります。
保佐	判断能力が著しく不十分な方	保佐人	
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	後見人	

○成年後見制度の利用の促進に関する法律より抜粋　※平成 28 年5月13日施行

（市町村の講ずる措置）

第 14 条　市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2　市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

（３）位置づけ

本章は、成年後見制度の利用促進に関する法律第１４条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」に位置づけます。単独で計画を策定するのではなく、地域福祉計画内にて施策や指針を定めることで、地域での福祉サービスのみならず、「北秋田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「北秋田市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、その他関連する個別計画との整合、連携を図ります。

（４）全国的な成年後見制度の利用状況・傾向

平成31年１月１日時点における全国の成年後見制度（任意後見・補助・保佐・後見）の利用者数は合計で224,442人、対前年比約2.9%の増加となっています。

開始原因としては認知症が最も多く、全体の約63.3%を占めています。

成年後見制度の利用者数の推移（全国）

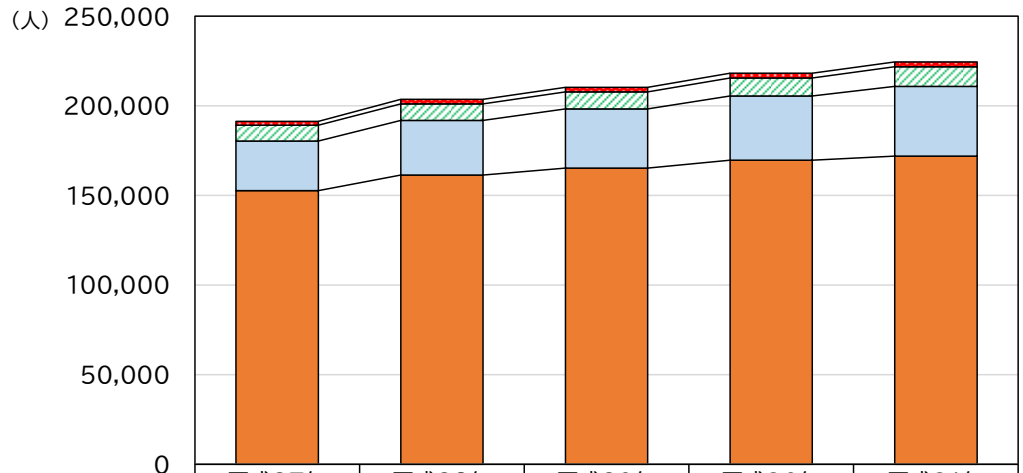

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
任意後見	2,245	2,461	2,516	2,611	2,652
補助	8,754	9,234	9,593	10,064	10,983
保佐	27,655	30,549	32,970	35,884	38,949
成年後見	152,681	161,307	165,211	169,583	171,858
総数	191,335	203,551	210,290	218,142	224,442

（成年後見関係事件の概況（裁判所資料））

開始原因別割合（全国）

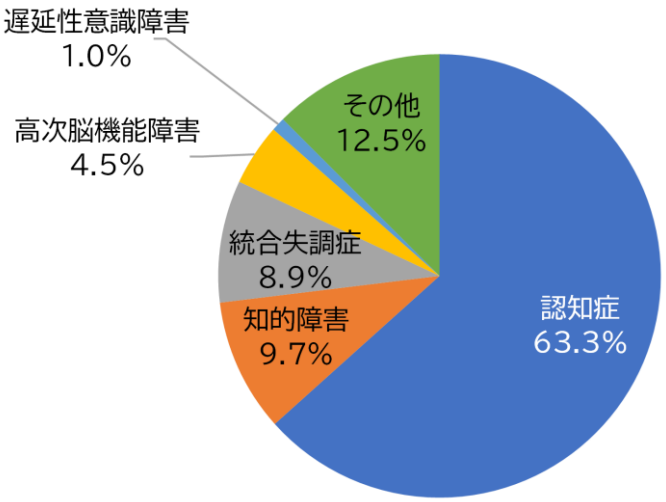

※開始原因「その他」には、発達障害、うつ病、双極性障害、アルコール依存症・てんかんによる障害等が含まれる。

（成年後見関係事件の概況（裁判所資料））

成年後見人等（補助人・保佐人・後見人）と本人との関係は、「親族以外」が全体の約78.2%と多く、「親族」（21.8%）を上回っており、親族よりも専門職等の第三者が後見人に選任されることが多くなっています。

後見人等と本人との関係（全国）

【後見人等と本人との関係（2 区分）（全国）】

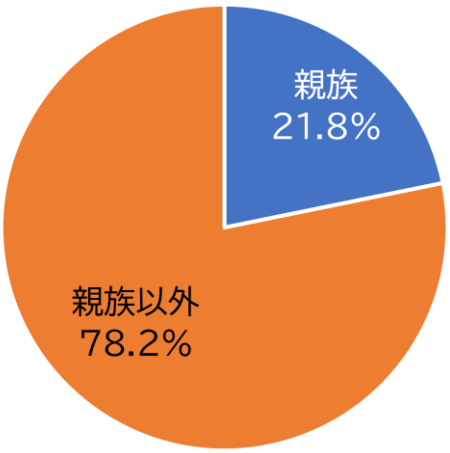

【親族以外の内訳（全国）】

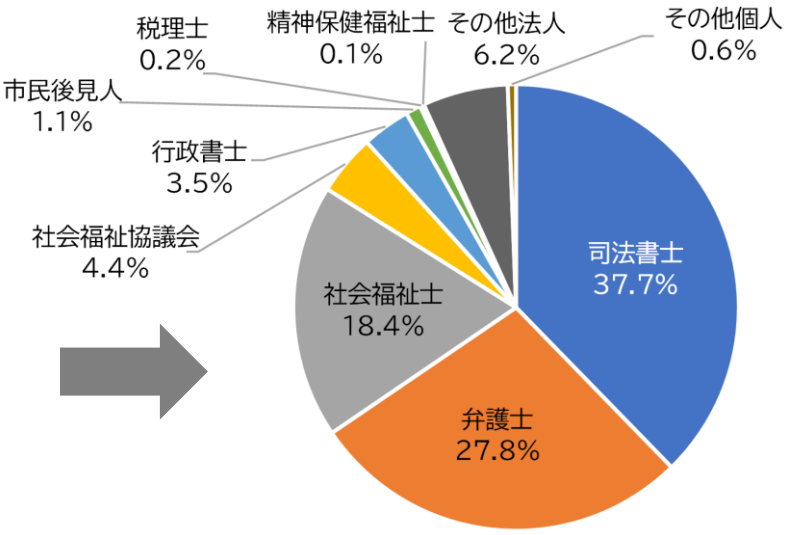

（成年後見関係事件の概況（裁判所資料））

市区町村長申立件数の推移（平成 25 年～平成 30 年）

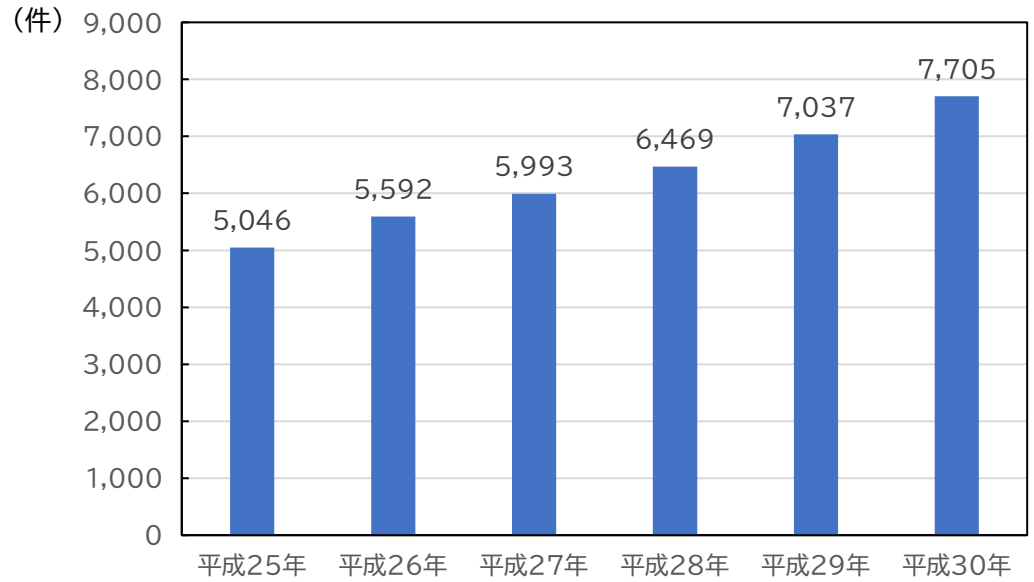

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
総件数（件）	34,215	34,174	34,623	34,444	35,486	36,186

※後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

（成年後見制度の現状（厚生労働省資料））

（５）成年後見制度の認知状況

「成年後見制度」については、「言葉は聞いたことがあるが、制度の内容は知らない」が33.7%、「言葉も聞いたことがないし、制度もまったく知らない」が26.6%、「制度は知っているが、利用する予定はない」が24.0%回答されており、内容までは知らない状況が伺えます。

また、全国調査（内閣府政府広報室「認知症に関する世論調査」令和２年１月）では、「聞いたことがなく、内容も知らない」は26.7%となっており、全国的にも認知状況がまだ低調であることがわかります。

「成年後見制度」の認知状況

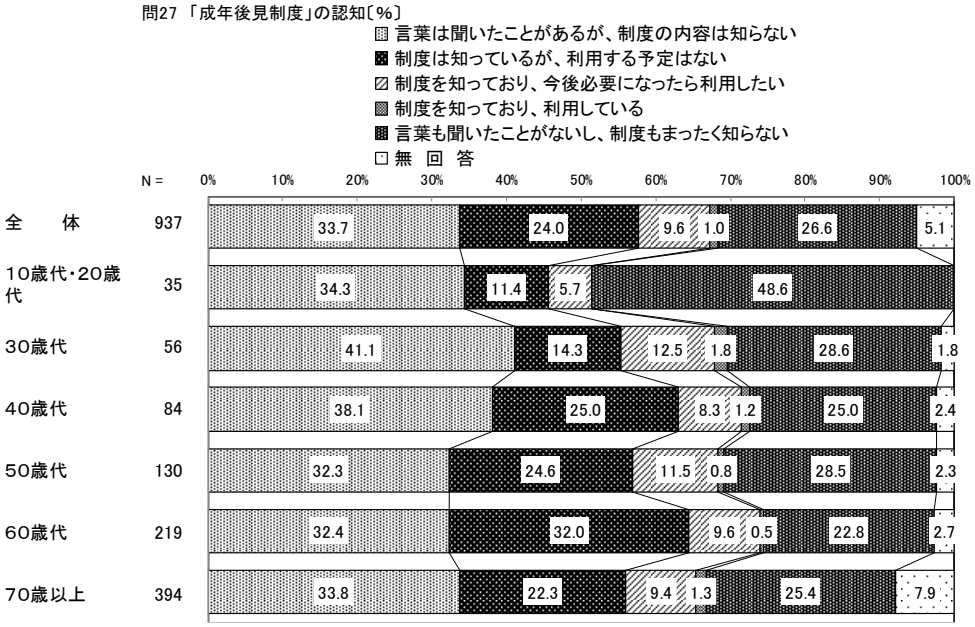

（地域福祉に関するアンケート）

2　成年後見制度の利用を促進するための取り組み

■課題

地域福祉に関するアンケート調査では68.3%が成年後見制度を聞いたことがあるまたは知っていると回答していますが、「利用している」は1.0%、「今後利用したい」と回答しているのは9.6%にとどまっています。現在、超高齢社会の我が国で高齢者のおよそ15%の人が認知症になるともいわれており、今後さらに必要性が高まるものと考えられますが、現状では周知が必要であり、利用しやすく、利用者が利用してよかったと思える仕組みを確立していくことが課題です。

■取り組み方針

共に支え合い、支援が必要な人が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるための支援の一つとして制度を利用できるよう、以下の事項について検討・協議し、成年後見制度の利用促進に係る体制整備を推進します。

検討・協議する事項
●権利擁護支援の地域連携ネットワークの役割（権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用支援体制の構築）を実現させる体制整備の方針
●地域連携ネットワークの中核機関の整備・運営方針
●地域連携ネットワーク及び中核機関の４つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）の段階的・計画的整備方針
●「チーム」「協議会」の具体化の方針
●成年後見制度の利用に関する助成制度のあり方

■取り組みの方向および内容■

〇権利擁護支援の推進

- 人権擁護、権利擁護支援の啓発
- 個人情報保護のあり方に関するサービス事業者などへの周知・啓発
- 成年後見制度利用支援、成年後見に関する講演会・相談会の開催
- 法人後見人の育成、体制整備

〇成年後見制度についての普及・啓発

- 民生委員児童委員協議会、障害者支援施設等での研修の実施

〇高齢者施策・障がい者施策との連携

- 高齢者福祉計画・介護保険事業計画との連携
- 障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画との連携
- 成年後見制度利用支援事業の推進
- 日常生活自立支援事業の推進

地域連携ネットワークと中核機関のイメージ

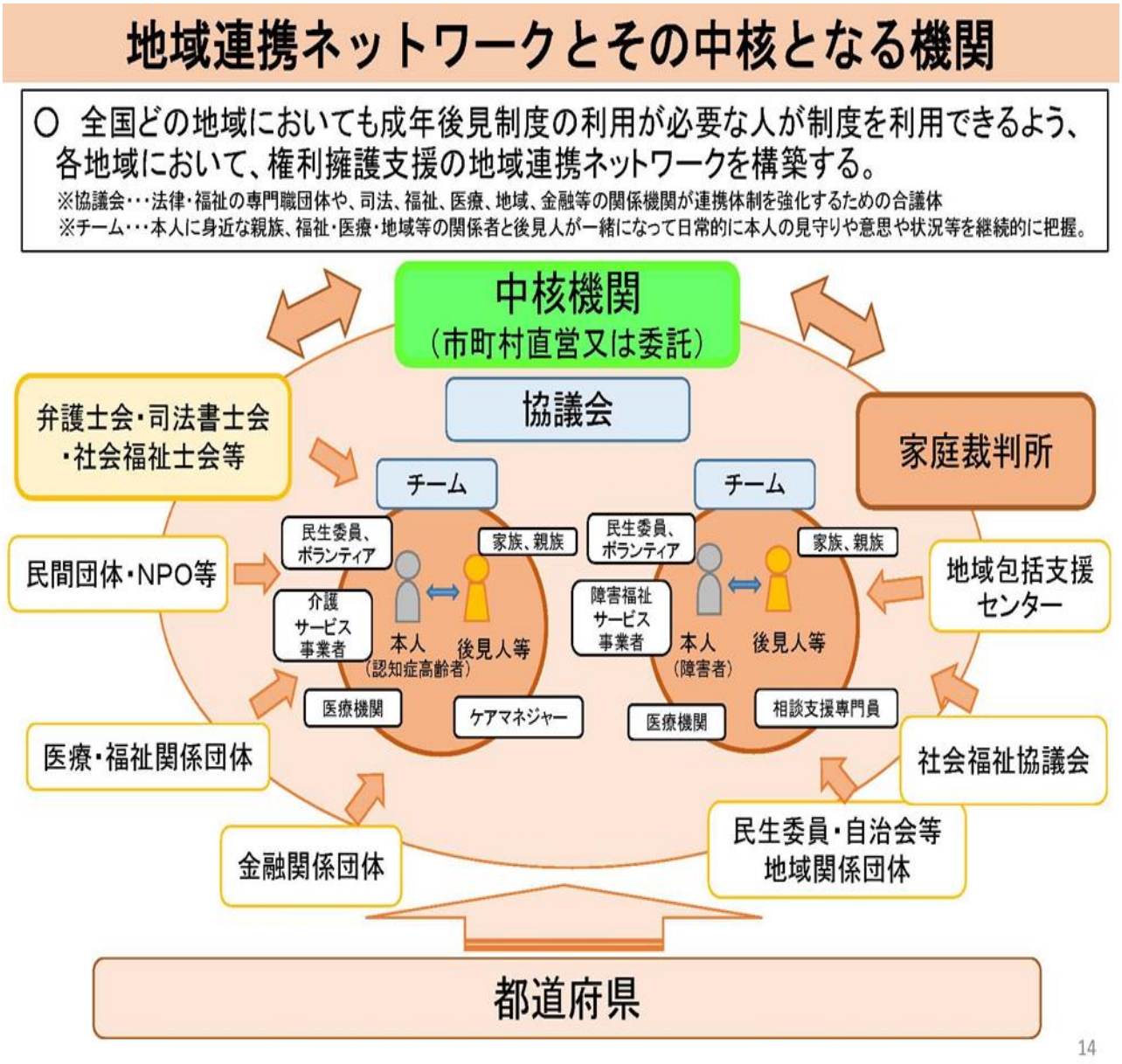

第６章　計画の推進

1　計画推進の考え方

計画推進にあたっては、地域住民をはじめ、地域、福祉団体、事業者等の参画や協力のもと、市と社会福祉協議会が連携しながら、計画に記載された施策や事業に取り組んでいきます。特に、地域福祉計画と地域福祉活動計画は、福祉の両輪として、それぞれ必要な部分を補完し合いながら、整合性を持った施策や事業の推進が求められることから、緊密な連携を図っていきます。

地域福祉に関わる課題や問題は、福祉、保健、医療、教育、市民活動、まちづくり等、多岐にわたり、市の多くの部署が関係することから、それらの課題等について、庁内において共有し解決に向けて連携を図ります。また、制度の狭間や複合的な課題などにも対応できるような、多機関等による包括的な相談支援体制の構築や強化に努めながら計画の推進にあたります。

2　計画の進行管理

本計画策定のため、住民関係団体等や福祉関係団体等の代表、行政や学識経験者等により構成する「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、策定を行いました。この委員会は、計画の進捗状況の評価や進行管理も担うこととなっており、PDCA サイクルによる評価、検証を基本として、進捗状況の確認と進行管理を行います。

□進行管理における取り組み内容

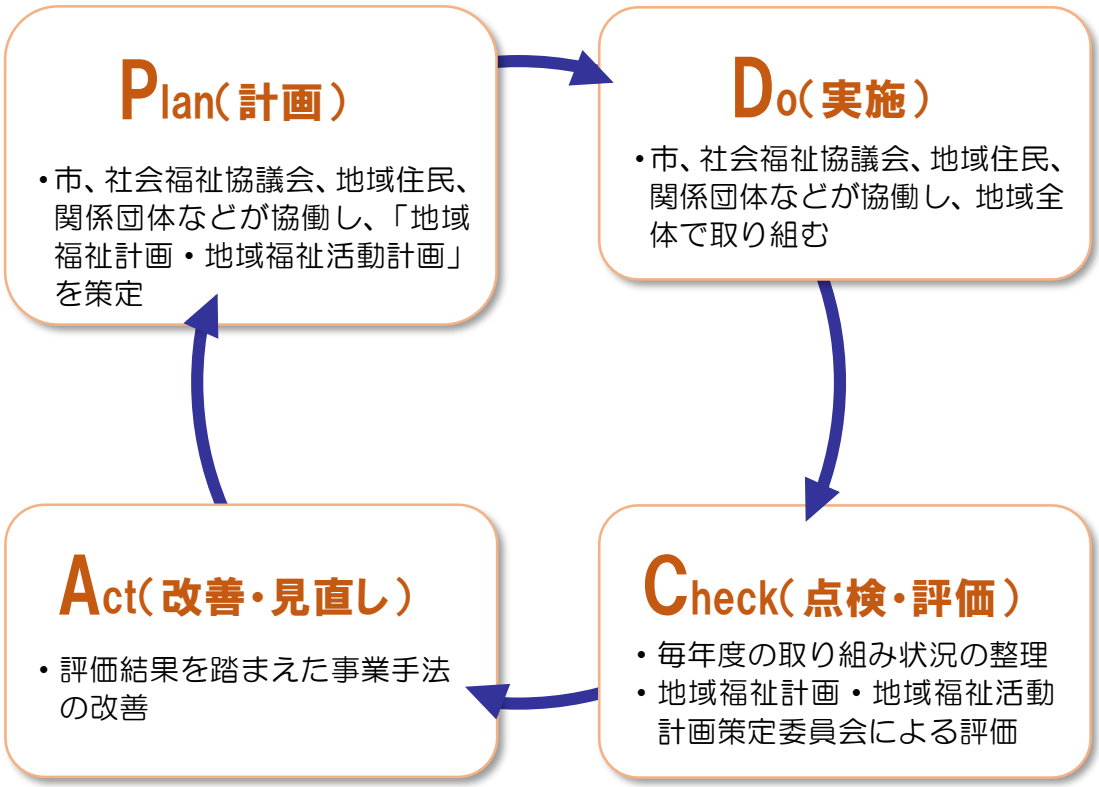

3　計画の見直し

本計画は、令和３年度から令和７年度までの５年間とし、計画が終了する令和７年度に新たに計画を策定します。

ただし、計画期間中に、地域福祉に関わる大きな状況の変化が生じた場合は、計画の変更または改定を行います。